
平成28年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成28年12月2日 (金曜日)

議 事 日 程 (2)

平成28年12月2日 午前10時00分開会

日程第1 一 般 質 問

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 22名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。10 番、川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第一点目に、小規模事業者支援について伺います。

2014 年 6 月、小規模企業振興基本法が施行されましたが、その背景にはアベノミクス効果の恩恵が届かない小零細企業層における経営の困難性があります。1999 年の中小企業基本法改正により手厚くなったはずの創業支援政策も功を奏さず、中小企業は減少の一途をたどっています。そこで次の点を伺います。

平成 27 年 10 月に福岡県中小企業振興条例が制定されましたが、芦屋町での小規模事業者にどのように活用されているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

福岡県が平成 27 年 10 月に制定した福岡県中小企業振興条例は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的に制定されております。この条例では、4 つの基本理念と県の責務、中小企業者の努力、市町村の役割等を定めております。

また、基本的な施策として、創業の促進を図る施策、経営基盤の強化の促進を図る施策、新たな事業展開の促進を図る施策、事業の持続的な発展を図るための施策の 4 つの施策を定めております。

県の責務としては、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定するとして、福岡県中小企業振興基本計画を策定しております。この中で、市町村の役割としては、「地域の特性を生かして、中小企業の振興に協力するよう努める。」となっております。

芦屋町の事業者にどのように活用されているかということですが、創業促進施策の中のセミナーへの参加は、町内の方が5件参加されるということを伺っております。他には、この計画に沿って県の認定を受けると、融資制度を受けるというようなこともございますけれども、現在、商工会で経営指導を受けている小規模事業者が利用できるマル経融資、日本政策金融公庫が融資しております、マル経融資のほうが有利であるため、町内事業者の利用はほかにはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

福岡県中小企業振興条例がどのように活用されているかという点では、セミナーに参加とか融資制度とかそういったものを利用しておりますが、なかなか融資制度については、もっといい制度があるということで、そちらのほうがされているということですが、基本的には理念の問題です。やっぱり先ほど言われましたように、目的としてはですね、中小企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進して福岡県経済の健全な発展及び県民の生活の向上を図るという、こういった目的に沿ってですね、基本理念があるわけなんですけど。特に注目したいのは、やっぱり県の責務としてですね、「施策の実施に当たっては関係機関と連携して取り組む。」、そして「中小業者の受注機会の確保に努める。」ということで、なるべく県のそういった公共事業とか物品の発注、そういったものについては福岡県内業者で行うという、そういったことを明確にうたっています。これが条例の中ではですね、県はみずからの工事の発注、物品・役務の調達に関して、県内中小業者への優先発注の徹底に努めるとともに県産原材料や県産消費財の優先活用を行い、中小企業者の受注機会の確保を図り、中小企業の振興を推進するという、こういったことがうたわれているということで、福岡県として、やはり、中小企業を応援すると明確に打ち出しているわけです。この中で市町村の役割としては、先ほども言われましたように、地域の特性を生かして、中小企業の振興に協力するように努める。市町村も中小企業を応援しなさい。それと県民に対してはですね、中小企業の振興が本県経済の健全な発展と県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるように努めるということで、県民自体も中小企業を応援しよう、中小企業を活用して中小企業の活性化に努めるという、そういったことを明確にうたっているわけです。

先ほども言いましたように、これは、県では40都道府県が、現在、振興条例を制定していますが、市町村もですね、これに従ってしています。福岡県内でもですね、北九州市、飯塚市、直方市、志免町の4自治体が制定しているわけなんですけど。

例えば北九州市のですね、振興条例を見ますと、これは平成27年4月1日に施行してい

ます。これあの、北九州市のですね、議会経済港湾委員会から提出されたということで、議員提案、議員がこういった条例をつくろうではないか、中小企業を応援しようではないかということで、党派を超えてですね、つくった条例です。前文の条例の制定に当たってはということで、「本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。」としています。「しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。」というふうにですね、こういった条例制定に当たっての前文はつくられています。この中で、特に市の責務としてはですね、特に市の工事発注に当たって、中小企業者の受注機会を増大することを明確にうたっています。

それで、具体的にはですね、条例の中では「出資法人、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。」ということで、こういった方々に北九州市の工事とか物品納入を受注した場合には、地元の業者を使いなさいということを言うことができることを、条例でちゃんと定めているわけです。

それからまた、「市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。」ということで、これは芦屋町でもやっていますが、小学生とか中学生が地元の商店とか、そういったところに職場体験をやっていって、やっぱりそういった中小企業、零細企業が町にどんな役割を果たしているのか、そういったものを実体験してもらって、中小企業の役割、零細企業の役割をですね、理解してもらおうという、こういったことを教育としてもやっぱり位置づけようということをしています。そしてまた、こういった中小・零細業者の活性化のためにも地域商業の活性化が必要だということで、商業の発展も努めるという、そういったことをうたっているわけです。

また、先ほど言いました飯塚市も制定していますが、飯塚市の場合はですね、工事発注に関しては、「市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。」また、「市は、中小企業の振興を推進するため、積極的に情報を収集し、その提供に努めるものとする。」とこういったふうに、やっぱり地元の業者をですね、やっぱりそういっ

たふうに優先的に仕事が受けられるようにするということを明確にしているということです。

ぜひね、こういった条例をですね、県はつくっていますけど、私はやっぱり町としてもですね、自治体がやっぱりつくるべきだというふうに思っています。これは理念条例ですからですね、別に基本的にはお金もかかるということではないんですけど、これをつくることによって、やっぱり中小企業が、町が自分たちをやっぱり応援してくれているという、そういった観点からですね、やっぱり元気が出るんじゃないかというふうに思いますけど。その点についてですね、こういったことをやれば中小企業にとって、やっぱりプラスになるのではないかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

中小企業基本法第6条にはですね、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念のつとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というふうに定められております。

芦屋町では、中小企業の新たな事業の創設や後継者の新分野への挑戦を応援するということで、地域に活力を与え、経済を活性化することにより、需要の増大や雇用を創出することを目的に平成26年12月に芦屋町創業等促進支援事業及び芦屋町空き店舗活用事業の要綱を定めて事業に取り組み、創業等促進支援事業補助金を申請された方は、平成27年には4事業者、平成28年には現在まで3事業者、合計7件の事業者の方が申請されております。

また、空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりを目的とした、芦屋町空き店舗活用事業補助金を申請された方は、平成26年に1件、平成27年度に1件、今年度も現在まで1件、合計3件申請されております。

また、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、町内事業者への支援拡充として、事業活動に必要な資金の融資を促進できるように、既存の制度融資制度の見直しを掲げ、現在、事務協議を進めております。

ほかにも、国が小規模事業者を支援する制度に、小規模事業者持続化補助金制度がございます。これは、商工会が窓口となり、町内事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成して、その計画に沿った販路開拓等に取り組む費用の3分の2が補助されるものでございます。この制度を利用した事業者は、平成27年度には34件で1,630万円を活用して、販路の拡大や新規顧客の獲得に向けた取り組みをされております。

芦屋町としては、町内事業者の支援については、国、県そして商工会との連携を密に取りなが

ら、町内事業者の特徴を生かした商工業の活性化及び中心市街地の活性化を図る取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 １０番 川上 誠一君

今、るる、いろいろな商業振興の制度とかを活用して、町内業者を元気にしようとしているということも言われましたが、それはそれで当然ですね。もっともっとやっぱり旺盛にやっていくことが必要だと思います。それでこの中小企業の基本条例というのが、今、福岡県でも策定されていますが、これを策定する運動を先進的にやっているのが中小企業家同友会という団体がやっております。こういった同友会という団体がありますけど、それについては御存知でしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

名称だけぐらいしか存じておりません。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 １０番 川上 誠一君

これは全国的な組織なんですけど。中小企業家同友会は中小企業の経営をよくしたいという目的のもと１９５７年４月東京で設立され、１９６３年３月に福岡県中小企業同友会が誕生しました。現在、全国４７都道府県に約４万３，０００名が加盟。福岡県下には、２０支部があり、２，０００名を超える会員が活動しています。一人一人が主人公として、知恵と経験を出し合い、本音で謙虚に学び合い、学んだことを自社に取り入れて、実践して、自社の経営強化に役立てていますということで、自主・民主・連帯の精神で運営するとか、また思想、信条、性別、業種、企業規模を問わないという、そういったことですね、福岡県内でも２，０００名の社長さんが入られているということで、遠賀郡や中間市にも、かなり入っているのではないかと思います。そういった中小企業の方々も、この中小企業振興条例を制定する努力をされており、今、やっぱりほとんどの都道府県でそれが制定された。そしてまた県でされたものをですね、やはりもっと身近にある市町村で、これをやっぱり制定してほしいということで、今、ずっと運動されているわけなんですけど。そういった点では、国があり、県があり、そして市町村で行うという、そういったことで初めて中小零細企業がですね、やっぱり生き生きと経営できるような状況が生まれてくるんだというふうに思います。やはり、そういった点ですね、こういった中小企業の方々

もですね、この制定を望んでいるということと、それと２０１４年にはですね、国が小規模企業振興基本法を制定しておりますが、この振興法についてですね、こういったものであるかという、そういった把握をしているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

１９９９年にその回答された中小企業基本法のことでしょうか、すいません。(発言する者あり)
申しわけありません。勉強不足で認知しておりません。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 １０番 川上 誠一君

言われたようにですね、１９９９年に中小企業基本法が制定されたんですけど、これがやはり反対に大企業と中小企業の格差の是正を放棄してですね、中堅企業といいますか、ＩＴ企業とかそういったところを中心にですね、特化したためにですね、かえって小規模や零細企業者を切り捨てる大改悪ということになってですね、小規模事業者がどんどん激減していたという、そういったために国会の中でもですね、やはりこれではいけないんだということで、おとしですね、やはり今度は、小規模企業振興基本法というのがですね、発展させてというか、教訓を踏まえて、つくっているわけです。基本原則としてはですね、小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ることとか、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること。こういったことでやられているので、先ほどの課長が答弁されたことと基本的には変わらないんですけど。とにかく、零細企業とか、そこら近所をやっぱり重点的にやっぺいこうということを打ち出しています。

この中で、地方公共団体の責務として第７条には「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する。」、２項としては「地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。」ということで、この中でも、地方公共団体の責務というのがですね、明確にうたわれているわけなんです。最終的にはですね、やはり、先ほどの中小企業家同友会がやっぱり求めているようにですね、やっぱりこの中小企業小規模振興策を行うためにもですね、芦屋町においても、この中小企業小規模振興条例を独自にですね、町として制定すべきだと私は考えますが、その点について、制定する考えはないのかというところについて伺い

ます。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

先ほども回答しましたけれども、町の考えとしては、今、施策をいろいろやっております。それと議員さんも言われましたように、あくまで、今、県の条例とか飯塚市さんの条例についても、基本は理念条例のような形になっております。条例を制定するということになりますと、やっぱり芦屋町の中小企業者の実態、それとかニーズ、そういったものを十分把握しないと条例も制定できない、作成できないというふうに考えておりますので、もう少し町内の事業者の実態等々を把握して、条例化について検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、次にですね、時間がないので行きます。

小規模工事契約事業者の制定について何うということ、2点目ですね。町内業者の受注機会の拡大を図り、町の経済の活性化に寄与することを目的とした小規模工事契約希望者登録制度があります。2009年の資料では全国で411の自治体が、福岡県でも13自治体が既に実施しています。こういった制度をつくり、新たに小規模事業者を支援していくべきではありませんか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

小規模事業工事契約希望者登録制度についてお答えをいたします。この制度につきましては、入札参加資格のない中小業者を登録し、自治体が発注する小規模な工事・修繕などの受注機会を拡大する制度となっておりますけれども、県内でも既に数団体がこの制度を設けているということでしたので、いくつかの自治体に制度の確認をしましたところ、この小規模工事の定義となる工事金額については、自治体によってまちまちという状況になっているようです。

自治体によっては、130万未満の工事ということにしているところもあれば、多くは50万円未満、30万円未満といった少額の工事を対象にしているところが多いようです。

また、登録の要件としまして、その自治体の入札参加資格の登録をしていないことを要件としている自治体が多くて、制度としては、一定の金額によって入札参加資格登録業者、いわゆる指

名登録業者ですね、それとそれ以外の小規模事業者を分けて運用しているというような制度となっているようです。また、少額とはいえ、見積競争が原則となっているようですので、各業種で複数の登録業者が必要となっているというようなことのようにです。

では、芦屋町のような小規模な自治体で考えた場合、業者数も限られておりますので、例えば、この30万円以上の工事を請け負う業者と、30万円未満の工事、修繕を請け負う業者に分けて登録しようとした場合、この制度を運用するだけの業者数があるのか、あるいはこの30万円未満の工事のみを希望する業者さんがおられるのかなど、調査をしてみないとわかりませんが、現在でも、畳、襖の張りかえや窓ガラスの取りかえなど、小規模な修繕については、指名登録に関係なく、それぞれの業者さんに発注しております。指名登録をしなければ、受注できないというものではありませんので、現在の制度のままでも対応は可能であるのではないかとこのように思っております。

とはいえ、このような希望をもっておられる業者さんがおられるのか、商工会の工業部会の方々など、関係者から御意見を伺った中で、この制度の必要性について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一定の小さい工事はですね、指名登録業者じゃなくてもやっているということですが、ただその50万とか100万とかそういった部分については、なかなかそういったことをできないというふうに思います。基本的には、指名登録業者になるという点では、いろいろなハードルがあるということで、例えば、履歴事項全部証明書、それから経営事項審査評点、それから建設業者退職者共済とかそういったものまで求めるところとかもあるということですね、なかなかやっぱり福岡市に行ってから書類を取らないけんとか、難しいよりも頻繁な手続をとる必要があるというふうに聞いています。この小規模契約であつたら、1つはやっぱり税金を滞納していない。それからまた芦屋町に住所がある。そしてどのような技術を持っているのか。そしてちゃんとそれに対する許可証を持っているのか。それからそういったところの納税証明書、住民票そういったどういう仕事ができるのか3点ですね、登録して、そしてその人たちが地元の業者であれば、そういった仕事を受けるという制度になっているので、ぜひですね、やっぱりこういった制度もやっぱり使ってですね、地元の零細業者を支援していくということがやっぱり必要ではないかなというふうに思っています。

それから次にですね、第三点目の芦屋町の小規模随意契約はどのようになっているのかを伺い

ます。これは少額随意契約、一般に言えばですね、いわゆる伝票工事と言われるものを指しているものですが、これはどのようになっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは、小規模随意契約についてお答えいたします。

随意契約につきましては、地方自治法施行令のほうで定められておりますけれども、この中で130万円未満の請負工事については、自治体の定める規則の範囲内で随意契約ができるとされております。

芦屋町の財務規則においてはこれに準じまして、130万円未満の請負工事については、随意契約ができるというふうに規定しておりますけれども、この場合でも、なるべく2社以上から見積もりを徴収しなければならないとしております。このため、130万円未満の工事であっても、50万円以上の工事については3社以上、10万円以上の工事については2社以上から見積徴収を行った中で業者を決定するとしておりまして、10万円未満の工事に限って、1社の見積もりでよいというような運用を行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど言った伝票工事については、私が調べたところでは、一応30万という上限額があると言うことですがその点は間違いないでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは伝票工事についてお答えいたします。30万円以上の工事については、財政課のほうで契約事務を行っておりますので、130万円未満の工事であっても指名競争入札に準じて事務処理を行っておりますけれども、このため、工事発注までに一定の事務処理が必要となり、時間と手間を要しております。30万円未満の工事については、所管課長の決裁権限となっておりますので、各所管において2社以上から見積徴集を行った中で業者決定をしております。この30万円未満というのがいわゆる伝票工事と言っているものになるわけですが。伝票工事の場合は、入札や契約書の締結の事務が簡略化されておりますので、所管課においても事業者双方において時間と手間が軽減されるというようなメリットがあります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この伝票工事の上限30万というのがですね、できた時から見れば、例えば消費税についても3%、5%、8%と上がってきているわけです。29万円で伝票工事ができていたものが、消費税が上がった中で30万を超えているということもありますし、また労務単価、これについては、新労務単価はですね、4年連続引き上げられているということですね、そういった点ですね、今まで30万円以内でできよったものが、30万を超えてしまうという、そういった状況も生まれてきているわけです。自治体として、やっぱり業者の方々からすれば、この30万をせめて50万くらいに引き上げるということが必要ではないかという、そういった声が上がっていますが、ぜひですね、最低でもやっぱり50万円に引き上げるということが私は必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

この伝票工事のですね、この30万円という部分については、いろいろな課題があるというふうに業者さんのほうからも話としては伺っております。このため、現在、この決裁権限の見直しを行っているところで、来年度から対象の拡大に向けて現在検討を進めているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

透明性を図った中でですね、ぜひ実現の方向で行っていただきたいと思います。中小企業零細企業支援の観点から3点を伺ったんですが、最後に町長に伺いたいと思います。

11月22日にですね、福岡県自治会館で広報研修会がありましたけど、その広報研修会、議会広報クリニックですね、この中で、筑前町の広報が紹介されたんですけど、それを見ますと、見開きの1ページ目にですね、「6月定例会で決まったこと 住宅リフォーム補助を追加 住宅リフォーム補助事業1000万円 大人気につき、再度追加して予算措置」ということで、私も何回か住宅リフォームのことは町でも質問したんですけど、その後、やっぱり北九州でもできたし、中間市でもできてやっていますし、こういったように県内でもやったところについては、やっぱり実績がよかったということですね、大歓迎されているということです。

北九州もですね、住宅リフォームについては、議員提案でですね、つけられており、議会として住宅リフォームもやっている自治体にですね、議員が研修に行ったところ、その研修を見て、やっぱりこの市内業者にはこの制度が必要だということで、党派を超えてですね、提案して実現させているという、そういったこともあります。

確かにですね、現在、商品券制度でやられているということで、それはそれでですね、大変結構だと思いますけど、そういった点でですね、こういった新しい制度、新しい仕組みをつくってですね、地元の中小零細業者を応援するという、そういったことをですね、ぜひやっていただきたいというふうに感じますが、と思いますが、その点についてどう考えるかを伺います。全体についてですね。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

多岐に渡って御質問があつて、ちょっと整理つかないんですが、中小企業、それから小規模業者のこととかですね。我々もこの地方創生という形の中で、いわゆるいかにして定住化を促進化を図るかということで、さまざまな支援制度をやっておるわけでございますが。これは住民目線ですね、どうしたら住んでいただけるかということで、いろいろな政策を今、やっておるわけでございますが。小規模事業者を目線にということは、ちょっと横に置いとったわけでございますが。しかし、このことは、間接的に小規模事業者にも恩恵がこうむるものというふうに私は理解しております。その、議員言われた住宅リフォームの件につきましてもですね、ちょっとあの検討は一部したことがあるわけでございます。じゃあ、この住宅リフォームが定住化につながるかどうかということですよ。小規模事業者の支援については、あるかわからんけど、今まさに、いかにして芦屋に住んでいただくかということで、今、一生懸命、本年はやっておるわけでございます。

それから話は変わりますが、先ほど来より中小企業法云々、いろいろ出たんですが、中小企業の定義というのは、大体どの部分を指して中小企業と言われるのかというのが問題であろうかと思うわけでありまして。芦屋町のように人口1万4,500、公有面積の、行政面積の小さいところにですね、今、中小企業という、そういう国、県がつくるその定義がきれいに当てはまるかというと、私はそうではないと。やはり地元業者育成、地元業者の方にいかにして仕事をしていただけるかということで今、苦心をしておるわけでございます。

それから、いみじくも議員言われましたけど、要綱等がですね、もう随分昔のまま、そのままになっているということで、本年冒頭にも芦屋町の条例、要綱、規則、これがもう随分昔のまま使われておるのではないかと。今の世の中、随分、いろいろな形の中でスピードアップ

しております。議員もいろいろ言われましたように消費税、人件費の問題、建材、材料の問題等々ですね、世の中移り変わりが激しくなっておりますので。この辺について、よく各課、この小規模事業とか商工会関係、振興関係でなく、全課にわたってこの条例、要綱、規則をもう一度よく点検して、見直すべきところは見直すようにというふうに指示を出しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

きのうですね、全員協議会で平成28年度の芦屋町議会と商工会との懇談会というレジュメをもらったんですけど、9月の29日に議会と懇談会を行われたわけですけど。この中にもですね、国の政策の変化ということで、小規模零細事業所に目を向けた施策ということで、国の法律も県の法律もこういったものができてきて、中小業者に対する支援が強まったということと、先ほど言った業者からの要望としてもですね、軽微な工事を発注する際の伝票工事の限度額の引き上げを検討していただきたいという、こういった、商工会からもこういったことについての要望が出ていますので、その点を踏まえてですね、ぜひ芦屋町に小規模事業者が店をつくって、開いてよかったと言えるようなですね、まちづくりをお願いしたいと思います。

続いて災害対策について伺います。

8月30日の岩手県岩泉町での台風10号による川の氾濫により、高齢者グループホームで9人の入所者の命が失われる悲惨な豪雨被害がありました。今回の豪雨被害は、この施設のみならず、要援護者を預かる全国各地の施設や自治体などが、災害から要援護者をどう守るのかという課題を改めて突きつけています。そこで次の点を伺います。

まず1点目に平成28年に芦屋町では避難準備情報が何回発表されたのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難準備情報につきましては、9月の4日の台風12号及び10月4日の台風18号のときの2回発表をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、この準備情報が発表されてですね、何名の方が避難所に避難したのかわかるでしょ

うか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

最初の時は2名ずつで、その後、両方とも被害的なところとか、芦屋町にとっては被害がそんなにありませんでしたので、実際に避難されてくる方は1名1名で戻ったりというような状況でした。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、避難準備情報が出されたということですけど、避難準備情報の定義というのはどういったふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難準備情報の定義という形、災害が起きそうになった場合に、避難を要する方々に対して避難を準備していただいて、避難所への避難を求めるものという形となっております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

避難準備情報という言葉聞きますと、私たちも避難することを準備しときなさいよ、心構えをしときなさいよという、そういったふうなものだろうというふうに思っていましたけど、発令時の状況ということですね、要援護者、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害に発生する可能性が高まった状況。住民に求める行動としては要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動の開始、避難支援者は支援行動を開始するということで、これは準備しなさいよというのではなくて、準備するのが一般的な人であって、例えば、いろいろそういったふうに体の悪い方とか、なかなか足がよくない方、そういった方々は、もう避難所に行動を起こさなければならない。そして、そういった方々がいれば、避難支援者は支援行動開始しなければいけないという、そういったふうになっております。

それで次のですね、2点目の避難準備情報を発表後、町はどのような対応を行ったかという点

ではこれに関連しますので、それについて伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難準備情報を発令後、町はどのような対応を行ったのかという形の中で、生涯学習課及び学校教育課等と調整を行い、風水害の職員体制を整え、山鹿公民館及び中央公民館の2カ所を自主避難所として開設をいたしました。住民への周知として、区長会への連絡、広報車による巡回放送、携帯によるエリアメールの配信を行っております。県の防災危機管理局へ避難準備情報の発令を報告することにより、県の情報配信ツールであります防災メール「まもるくん」より登録している町民に自動的に情報が配信されております。また、報道機関にも情報提供はされますので、テレビでのテロップ表示やヤフーのホームページにも掲載されました。避難行動要支援者への対応に備えて、福祉課職員が役場内で待機を行ったという状況になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、福祉課の職員が役場で待機したということでしたが、そういったふうに、そのそういった人が待機して、そして避難準備情報を出した中で、要支援者を避難所に運んだとかそういった行動をとられたのでしょうか。あったのでしょうか、今まで。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

私が記憶している中では、そういう形で要請があつて運んだということはありません。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私たちが、例えば、高齢者の方々の家に訪問したときなんかは、例えば「もう台風が来よるから、避難したいんだけど、私、足が悪いけど、どげんすればいいやか。」ということをよく聞かれるんですね。そういった点では、「区長さんに言ってから相談したらどうですか。」ということ言うんですけど。高齢者の一人暮らしの方々なんかは、区にも入っていないということで、自分は区にも入っていないから、やっぱりそんなこと言えないという、そういったふうな認識の方がやっぱり多いと思うんですよ。でも、避難準備情報を出した段階でそういった方々は、自治体は責任

を持って、そういった方を避難所に避難させる行動を取らなければいけないというのが避難情報の発令であるので、私はそこら近所がちゃんと本当にできているのかというところが、今、問題になっていると思うんですよ。

例えば、県南とか、それから熊本とか、大分、鹿児島とか、そういったところは水害、台風の被害とか、そういった水害なんかもよく出るので、恐らく台風が来たときとか、そういったときには、この人は誰が行ってからどこに運ぶとか、そういった状況がちゃんととられていると思うし、実際そういったことができていると思います。ただ、幸いにも芦屋町とかこの近辺では、台風が来てもそれほどの被害もないし、公民館が開設されても行かなかったというので、被害がなかったということから一定、安心しているじゃないかなと思うんですよね。そういった点では、そういった認識ではだめですよというのが、今度の災害での教訓であると思うので、やっぱり、ぜひですね、3点目の災害時要支援者支援体制の整備は十分にできているのかという、そこら近所をですね、自治体としてもちゃんと担保しなきゃいけないと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成25年の災害対策基本法の改正を契機としまして、町では、在宅で要介護認定をお持ちの方、独居の高齢者の方、あるいは障害者手帳を所有されている方などで、地域への個人情報の提供に同意した方々に対して、避難支援、安否確認、その他支援を要請する方の生命や財産を災害から守るためなどに利用されることを想定して、平常時からこれらの方々の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿を地域などへ提供し、ことしで2年目になります。

平成28年6月時点での名簿登載者は937人おられますが、このうち、避難支援をしていただけの方を御自身で確保されている方が184人おられますので、残りの753人に対しては災害時などにおける避難支援者が確保できていない現状でございます。

避難支援に関しましては、内閣府が平成25年8月に示した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、一人一人の避難支援計画として個別計画を作成することが要請されております。

個別計画の作成に関しまして、地域での協力者の確保、あるいは避難支援要請者と協力者とのコーディネートが必要なことから、個別計画は、自主防災組織または自治会が主体となって作成していただくことを要請しておりますが、このような対応を地域だけで行うことは自主防災組織の会長や区長などの負担が大きく、現実的には難しい面もあると考えております。このため、個別計画の作成を進めていただく場合は、行政と協力して作成することをお願いしております。現

在のところ、地域から個別計画の作成に関する申し出はあっておりませんので、避難支援の体制整備には至っておりません。

次に、高齢者や障害者などの通所、あるいは入所施設の利用者に対する安全対策について説明申し上げます。

国では、本年８月に発生した台風１０号による被害を受けて、施設の安全対策を徹底させる趣旨で、障害者支援施設及び介護保険施設などに対して、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施を施設の許可権者でございます福岡県や福岡県介護保険広域連合を通じて要請しております。なお、これらの取り組み状況につきましては、国が本年１２月に調査をする予定でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 １０番 川上 誠一君

今の課長の答弁の中でですね、やはり、個別計画が具体的にできていないという。確かに自治区では、避難行動要支援者名簿は持って、それを管理する人、それを見る人、そこまではできていますけど、そうしたら具体的にこの要支援の方々を、要支援者を誰がどう運ぶのか、どう対応するのかという、そこがまだ、具体的なところがまだできていないというふうに思っておるんです。そこが今後、やっぱり一番大きな課題なので、これをやっぱり地域と町が、行政が一体となってですね、早急に確立するということが、やっぱり私は本当に急務だというふうに思っています。

それと同時にですね、やっぱり災害ですので、避難行動要支援者を支援する方々、こういった方々もですね、やっぱり支援に行つて災害に巻き込まれるという、そういったことも考えるわけです。そういった点で国の指針の中でもですね、「避難支援関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合つて、ルールを決め、計画を作り、周知をすることが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。」ということを明確にしています。当然、やっぱり支援する方が、自分の家族が大変になっている状況、また、そこに行つて自分が危険に遭う状況が生まれる、そういったことがあった場合には、できない可能性もあるという、そういったところもちゃんと要支援者の方と話し合いをして、理解してもらつてという、そういったところがまだできていないと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、議員、おっしゃられたとおりですね、いわゆる災害が起こったときというのは、国の取り組み指針において、まず自分の身、それから家族の安全、それをまず第一に確認してください。その上で、いわゆる避難支援が可能な方がですね、避難支援を行ってくださいということになっております。それから、いわゆる要支援というか、避難を要請する方なんですけども、基本的に書面で提出していただいております。この中にですね、これは必ずしも御支援が100%確約されるものではございませんというふうにして、御本人に了解していただいた上でですね、支援者名簿に登録していただいておりますので、その辺については郵送でいただけた方も私ども職員がお尋ねになってですね、提出された方につきましても御理解いただいているというふうに思っております。それから、議員、先ほど読まれましたように、これ、地域の方でやっぱり一生懸命話し合っていたくということが基本でございますので、その場に、議員おっしゃられたとおり、行政と一緒に協働して個別計画をつくっていく。そのために、私どもとしては毎年やっています個人情報の研修会、それから区長会に出向きまして個別計画の作成をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

大変な課題だと思いますけどね。ぜひそれが貫徹できるようにしなければいけないというふうに思いますし、この前も地域防災訓練がありましたけど、私、ちょっと所用で参加できなかったんですけど、やっぱり、ああいった防災訓練をそれぞれの自治区がですね、やっぱり回り番で行うということで、1回に4地区、5地区ぐらいが回り番でとればですね、10年近くやれば全体に回るということで、そういった自分のところが担当して防災訓練をやれば、一定、そういったマニュアルというか、基礎もできるというふうに思いますので、そういったところもですね、考えながら、やっぱりそういった災害者要支援体制をですね、確立していただきたいと思います。

それと4点目に、避難勧告と避難指示の違いなど、本町の避難に関する情報発令の判断はどのように行っているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の避難に関する情報発令につきましては、3種類に分けて発令をしております。先ほど話が

あっております避難準備情報、まずこれが第一点目でございます。

避難準備情報は、住民に対し避難の準備や自主避難を求めるものでございます。避難行動要支援者、特に避難時に時間を要する住民に対しては、避難所への避難を求めるものです。住民に求める行動は、避難行動要支援者等で、特に避難行動に時間を要する者は、指定された場所へ避難行動を開始します。発令基準につきましては、洪水警報が発令され、中間の水位が氾濫注意水位3.7メートルに到達し、さらに1時間後に避難判断水位5メートルに達すると見込まれるとき。その他、河川の特性、堤防の整備状況、排水機場・水門等の稼働状況、避難行動要支援者の住居・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断したときとなっております。

避難勧告は、住民に対し避難所への避難を求めるものです。住民に求める行動は、通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動の開始です。発令基準は、洪水警報が発令され、中間の水位が避難判断水位5メートルに到達し、さらに2時間後に氾濫危険水位5.4メートルに達すると見込まれるとき。近隣市町村で記録的短時間大雨情報、1時間雨量として110ミリが発表され、気象状況の変化に伴い、影響を受けると予想される時。破堤につながる恐れのある漏水が発見されたときとなっております。

避難指示は、住民に対し、避難所への避難を強く求めるものです。住民に求める行動は、避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を行い完了する。ただし、避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、避難する時間がない場合は、生命を守る行動をとることです。発令基準は、洪水警報が発表され、中間の水位が氾濫危険水位5.4メートルを超えたとき。周辺で床上浸水が発生したとき。堤防の決壊、または破堤等につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたときという形の中で基準を定めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

沖縄には「命どう宝」という言葉があります。命がやっぱり一番大事だということなので、避難勧告、避難指示についてはですね、やはりそういった命を守るために必要なものですので、空振りがあったとしてもですね、私はいいと思うので、やっぱり早急に出すことが必要だというふうに思います。

最後に、災害時には防災関係機関が連携して情報の収集と共有、伝達に努めるなど関係機関との連携が重要だが、日常的にどのような連携を図っているのかを伺います。簡単をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災関係機関、県でしたり、国、遠賀川河川事務所等の定期的な訓練、県についても全国瞬時警報システム、Jアラート等の通信訓練等々行っております。基本的に災害が発生した場合につきましては、防災機関への、関係機関への災害派遣要請については、町単独ではできませんので、県を通じて要請するような形で、県との連携を図って連絡体制をとっていくという状況になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、やっぱり住民の命と暮らしを守るのが自治体の役割です。ぜひ、防災体制を万全にとってですね、住民の命を大切にする行政をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡泉です。通告書に従いまして質問をさせていただきます。引き続きまして、防災ということで、防災の引き続きの状況になりますけれども、御了承お願いいたします。

1件目ですけれども、防災対策についてでございます。近年、全国各地で想定を超える規模の自然災害が発生し、ことしも台風の接近、上陸により北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われるなどの甚大な被害に見舞われました。そのたびに、防災対策の不備が指摘されております。しかしながら、残念ながらどの地域も対策が進んでいないようであります。

そんな中、芦屋町では11月2日に内閣府と町が主催となった芦屋町地震・津波防災訓練が実施されました。防災対策は、町民の安全を確保するための最大課題であります。訓練の成果や今までに得られた教訓は、これからの防災対策に直ちに反映するべきであると考えます。

そこで、今回の訓練の成果をどのように生かしていくのか、また、私が今までに定例会で質問してきました事項について、対応はどうなっているのかお伺いたします。

初めに、防災訓練の実施結果ということでもありますけれども、ここで初めにですね、この訓練を

実施した目的、また、訓練の主眼は何であったかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練の主眼につきましてお答えしたいと思います。

東日本大震災の教訓を生かし、南海トラフ地震などの巨大地震に備えるため、地震・津波訓練を11月5日の防災の日に先立ち、芦屋町内全域で実施をいたしました。この津波防災の日とは、津波防災の意識を高めるために創設された新しい記念日です。2011年3月の東日本大震災で甚大な津波被害が発生したことから、同年6月、津波被害からの国民の生命、身体、財産を保護することを目的に津波対策の推進に関する法律が制定され、この法律で毎年11月5日を津波防災の日とすることとなりました。そのため、内閣府と市町村主催による地震・津波訓練は、全国10カ所で実施され、九州・沖縄エリアでは芦屋町が選定されて、今回実施したということになっております。

訓練の主眼としましては、自らの身を守る安全行動（シェイクアウト訓練）と、防災行政無線を活用して、最寄りの避難場所等への避難を訓練必須項目として行いました。また、芦屋町では、芦屋小学校が航空自衛隊芦屋基地への避難、山鹿・芦屋東小学校につきましては、屋上への避難をどれくらいの時間で避難できるのかというところを検証することを主眼として、今回の訓練は実施をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたけれども、今回の訓練であります、内容はですね、情報伝達、シェイクアウト訓練、津波避難訓練、救出訓練、車両パネル展示、炊き出し訓練ということで計画が策定されていたというふうに思います。

今の答弁でありましたけれども、主眼としてはシェイクアウト訓練、あまり私たちが耳にしない言葉ではありますが、釜石のほうで小学生が生き残ってきた、この一番初めに身を守る安全行動、シェイクアウト訓練。それから防災行政無線を活用した最寄りの避難場所への避難の訓練を目玉として、今回は訓練が行われた。それと各学校においてはですね、どのくらいの時間で避難できたのかということで、検証するという意味で今回の訓練をやったということでありまして、こういったことをやった結果ですね、実施上の成果、それから問題点、所見についてどのようにお考えになっているかお伺いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練の成果につきましては、今回の訓練は、小学校と町民を対象とし、地震に対する安全確保行動（シェイクアウト訓練）及び大津波警報が発令された場合の避難訓練を実施し、避難所までのルートの確認や所要時間等を把握することができました。

特に、芦屋小学校の避難訓練に関しましては、大津波警報が発令された場合に、芦屋基地に避難することが、芦屋基地の協力のもと実施することができたということは、大変有意義なものではないかというふうに思っております。芦屋東小学校、山鹿小学校についても、屋上への避難が計画的かつ想定時間内で避難をすることができました。

また、児童に対しては、福岡管区気象台により防災講話を、町民に対しては、遠賀郡消防本部の署長より防災講話を行い、防災意識の高揚と意識づけを行うことができたと考えております。

災害発生時の災害対策本部の設置訓練では、関係機関との連携調整や県を経由しての支援要請等について、行政間の連携を図ることができました。女性防火防災クラブ及び航空自衛隊の炊事班による炊き出し計画においても、計画的に実施することができました。

実施上の問題につきましては、訓練実施につきましては、それぞれ職員を配置し、シナリオどおりに今回は行うことができました。訓練前日に海上保安庁、当日の朝に航空自衛隊のヘリコプターが飛べなくなったというところがあり、実際のピックアップ訓練ができなかったことにつきましては、非常に残念だったというふうに思っておりますし、それに対しまして、急遽のことでしたので、情報伝達が十分に行えなかったことが反省になるかと思っております。

防災行政無線が屋内にいと聞こえないだとか、聞き取りにくいという問題点がありまして、その対応として、今後、導入しております防災行政無線が自動に録音され、内容確認ができるテレドームがありますので、町民に対して今後も周知を図っていきたいと考えております。

訓練の所見につきましては、町全体での定期的な訓練や、各自治区ごとでの訓練を今後も実施していく必要があるのではないかと考えております。

また、災害が発生した場合の避難所や避難場所、情報収集・伝達の方法等についても、機会を捉え、町民に周知を行い、防災意識の啓発及び向上を今後とも図っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

実はこの訓練につきましても、私の一番心配するところでありましたので、また、自分が今まで自衛官として務めたところの救出訓練もあるということで、これは非常にインパクトが強いということでありましたので、とりあえず中学校のほうに行きましてですね、生徒さんがどのように動くのかなと思ったら、全然見えなかったもので、ちょっと残念だなあと。また、救出演技の位置に移動してですね、写真でも撮って、皆さんの動向もどうかなと思ったんですけど、実際動きがなかったので、ちょっと残念な状況でした。

後は炊き出し訓練の方でもですね、皆さん方しっかりやっておられたのと、車両展示、パネル展示とかあって、そういう意味からすると意識向上にはつながったのかなというふうに思うんですけど。

今、答弁がありましたように、成果、所見ですね、それから問題点等を聞いていますと、それぞれですね、やはり成果報告を出す場合には、そういったことで自分の主眼に対してですね、どうであったかと、達成状況については分析されるかと思うんですね。しかし、その主眼に対してよかったということでもありますけど、私ちょっと疑問点がありまして。6つくらいあるんですが。

1つはですね、避難行動に関する芦屋基地との協定。今回、芦屋基地に非難するような話で、行動させたということですが、実際そういった現状において、芦屋基地を使えるような現状になっているのかどうかですね。協定がどうなって、調整はどうなっているのか。実際に起こったときに、じゃあそういった門を開けて受け入れる態勢をしてくれているのかとか。そのための訓練をやったのかというのが重要なことだと思うので、この点をお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですけど、シェイクアウト訓練。これですけど、釜石の小学生たちが生き延びた1つの行動ですけど。これについては、アメリカのほうでも、そういったシェイクアウト訓練をやることによって被害を極減してきたと。これについては習慣化するのかどうかですね。今回、一応訓練でやったということなんですけども、これ以降どうなる。この考えについてはどうかということですね。

3点目ですけど、学校ですが、シェイクアウト後の避難行動はどうなっているかということがあります。地域防災計画によりますと、学校の子供たちはどのように行動するようになっているかということ、屋上に逃げるようには何も書いてはありません。地震発生の際、どこに行くかグラウンドに移動するというのが明記されています。東小学校については、緊急避難場所としてはですね、津波は該当してないですね。それから、芦屋小学校と山鹿小学校については、津波の場合は、一応、緊急避難場所として指定されています。でも実際ですね、芦屋小学校、山鹿小学校についても、本当に津波の際、避難場所として使用できるのかどうかという疑問があります。この点はどうか。

それから4つ目ですけども、行政間の連絡調整について成果があったように書いてありますけ

ども、これはどのような連絡調整が常日ごろからやられているのか。今回どのような成果があったかということについてお伺いします。

5つ目ですけど、情報伝達というのが非常に重要だと思います。私は一番初めの定例会において、出席した際に、情報伝達が重要ですよということを訴えました。今回、テレドームがあるからということで、やっぱり聞きづらいところがあったんですが、テレドームで一応、補填はできるよということなんですけども、やはり情報伝達というのはですね、正しい情報をいち早く皆さんにお伝えすることが重要かと思います。そういった意味で、このテレドームというのはまず1つ、どういったものかということをお伺いします。

それと6つ目に、私が定例会で提案いたしました太宰府や狭山市で取り組んでおります情報伝達を的確にするための手段について、こういったことを検討した結果、今後どのような取り組み行われるかの6点についてですね、お答えをお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、順次お答えをしていきたいと思います。

芦屋基地との協定等々についてどうなのか。芦屋基地との避難に関する協定については、協定等は現在締結はしておりません。また、芦屋町基地対策協議会により、基地に対して、毎年、災害発生時の緊急避難場所として開放を要請・要望事項としてお願いをしております。基地としては、一時的な避難場所としての必要性は理解しているということではございますけれど、国防上の問題や、夜間や祝日等々の体制等、さまざまな問題がありますので、町としましては、今後とも協議検討を進めていきたいというふうに考えていますし、今回のこの訓練につきましては、平日、自衛隊に関しましても、隊員さんが全員いるという状況の中で、まず1回訓練をしたいという形の中で申し入れをいたしまして訓練ができた。1回訓練することによって、小学生たちもどういうルートを通して避難所まで行けるのかということもありますし、そういう第一歩だというふうに考えております。町民も含めた中で、今後、避難ができるのか。基本的には津波警報まででしたら、大丈夫ではないかという形で、ハザードマップでは海岸線でとまるという形になっておりますし、これがもし不測の事態として、大津波警報が出て10メートル以上の津波が来るとなった場合に、自衛隊のほうに避難をさせていただきたいという形の中で要望して、それとあと今後どういうふうに詰めていくかというところは、ちょっと検討をしていかないといけないというふうには考えております。

次にシェイクアウト訓練を習慣づけるというところの件につきましては、現在のところ、今回、初めて行いました訓練ですので、現在のところ、この取り組みについては考えておりませんが、

シェイクアウト訓練は短時間で場所も選ばずにできるという利点がございますので、今後、検討はしていきたいというふうに思っておりますし、意識向上を含めた中で、防災の日でしたり、9月1日や津波の日、今回の11月の5日といった記念日に、こういう訓練をするというところも1つ検討できるのではないかとこのように思っております。

あと、学校でのシェイクアウト訓練後の避難行動につきましては、芦屋東小学校の緊急避難場所につきましては、体育館を避難場所として想定しているため、西川からの氾濫等を想定して、津波、河川の氾濫、内水氾濫について、不適と判断しているために、地域防災計画の中で載せていないという状況になっております。

しかし、津波の避難につきましては、高台への避難が原則という形になっておりますので、小学校につきましては、3階建ての屋上に避難することにつきましては問題ないというふうに思っておりますし、大体高さが11メートル程度ありますので、万が一、10メートル級の津波が来ても、校舎についても耐震構造されておりますので、大丈夫ではないかというふうに考えております。

芦屋小学校と山鹿小学校につきましても、町が作成しました津波ハザードマップの想定では、芦屋部につきましては、芦屋海岸でまでしか津波は到達しない想定となっておりますし、山鹿部につきましては、津波が遠賀川を溯上し、河口堰でぶつかって、汐入川から浸水していくという想定となっております。山鹿部の農地であります表耕地が浸水するような形となっておりますので、山鹿小学校までは浸水の被害はない想定ですので、屋上に避難を行えば大丈夫だというふうに考えております。ただし、芦屋小学校につきましては、先ほど申しました大津波警報が出た場合は10メートル以上想定されるということで、芦屋基地への避難をというところの中で考えておるところでございます。

行政間の調整につきましては、まずこの今回の訓練を実施するに当たり、まず県や自衛隊、海上保安庁、警察等々との訓練内容のすり合わせ、調整をすることによりまして、横とのつながりができたのではないかとこのように思っております。

町としましては、災害要請につきましては、福岡県を通じての要請を行わなければならないとこのことがありますので、県との要請につきましても、今回の訓練等で連携が取れたというふうに思っております。

他の防災機関につきましても、要請に応じてどのような対応ができるのか、今回の訓練で知ることができましたし、実際に災害が起こった場合の必要な要請ができるのではないかと考えております。

あと放送関係のテレドームに関しましては、天候状況により防災行政無線が聞き取れなかった場合や、聞き逃した場合、放送を自動的に録音し、録音した内容を電話回線を使って聞くことが

できるようになっております。電話番号につきましては 0180-999-992 のほうにかけていただければ、防災行政無線が何か鳴ったなというときには、自動的にそこで録音をしておりますので、内容を聞くことができます。これにつきましても、広報のほうには定期的に2回、情報として載せるようにはしておりますし、今後、こういうテレドームがあるということの周知については、行っていきたいというふうに思っております。

それと、6点目の定例会のときの提案につきましては、言われました太宰府市等で導入されております「災害情報配信サービス」という形で、これにつきましては登録された方々に対して、電話、ファックス、メール等で伝えるというシステムだという形で聞いておりますし、これにつきましては、今後、また導入経費やランニングコスト等々、調査研究を進めて、別の手段で情報を配信できる仕組みについて検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁いただきましたけども、今、やっぱり疑問点というのは、今後もですね、改善していただきたいと、真剣に取り組んでいただきたいと思います。特にですね、小学生の対応に関して、子供たちの命を守るということは、非常に、一番、私たちにとっては大事なことだと思われれます。それで対策を講じる上です、大丈夫じゃないかというレベルじゃなくて、必ず「大丈夫です。」と答えられるような根拠を持ってですね、対策を講じるようにしていただきたいと思います。

それと情報伝達ですが、やはりですね、混乱している中、状況悪い中でですね、伝達するのは非常に難しいです。しかし、これを怠ると、後の行動に全てに影響しますので、この情報伝達を的確に迅速に行うということについてもですね、真剣な取り組みをお願いしたいと思います。

それと、行政機関との連携ですが、これも常日ごろからですね、やっておかないと実際起こったときにやり始めていると、そういった一つのそごにおいてですね、そごを生じて対策が遅れたり、初動の対応が遅れたりするということでもありますので、注意してもらいたいと思います。

それで、今回のこの訓練において実施された結果が、地域防災計画に反映されるようなことがございますか。よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回の訓練につきましては、地域防災計画の中で何か変えるというところまでの反映する事項は特段ございませんでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ないということでありますけれども、注意深く見守ってもらって検討していただきたいと思います。先ほども言いましたように、小学校の緊急避難場所の指定についてはですね、まだまだ、ちょっとどうかと思われるところがあるかと思いますので、今後の検討としていただきたいと思います。

次に移りますが、(2)ですが、役場の職員の皆さんの勤務時間中、震度6弱の地震が発生した場合の職員の初動対応についてお伺いします。この震度6弱の地震が勤務中に起こった場合、職員の皆さんはどのように対応をするようになっているかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地域防災計画に基づき、町域で震度5以上の地震が発生した場合には、町長を本部長とした災害対策本部を設置し、各所管課の課長及び消防団長等の招集を行います。

職員につきましては、災害及び被害状況により、地域防災計画の初動体制、分掌事務及び職員災害応急マニュアルに基づいて対応していくこととなります。ただし、分掌事務は被害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長（町長）の命により変更されることもございます。

勤務時間内に地震が発生した場合の職員対応としましては、配備についてない場合も常に地震に関する情報、本部関係の指示に注意する。職場を離れる場合は、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。不急の行事、会議、出張等は中止する。正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機をする。避難対応としては、地震がおさまるのを待ち、施設の来客者等を、一時的に安全な場所へ誘導する。負傷者が出た場合については、応急手当及び重傷者については、遠賀郡消防本部のほうに連絡をとるというふうになります。

被害の状況の取りまとめとしましては、各班で収集した被害情報を簡潔に取りまとめ、総務班へ文書で報告を行います。

報告内容としましては、人的被害・建物被害・公共土木施設の被害状況。主に避難対策として、食料・飲料水・生活支援物資等の供給。医療・保健衛生対策等の状況。対策実施上の利用可能な施設・資材の現状。対策要員の人身に係わる事故。対策要員補充・応援要請。応急対策資材・車両等の調達要請。広報活動実施の要請。自衛隊・関係機関・協力団体等への応援派遣要請等々を行うような形で取り決めを行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

職員の初動対応についてですけれども、これですね、前回の定例会で私がお話しておりました。今回ですね、全ての部署に回って、皆さんのこの初動対応マニュアルがどのようになっている、どのように運用されるか確認したかったんですけども。実際はですね、ちょっと全部回れなくて、二、三カ所になってしまったんですけども。それで、マニュアルがあることは皆さん御存知のようでしたが、自分たちの責務や任務分担についてはですね、まだ周知されておりました。これにつきましてはですね、この災害応急マニュアル、職員用のやつですけど、手引きがしっかりと総務課から各部署に配付されております。この部数も多分全員には行き渡っていないし、係長さんまで行っているかどうかもちょうと疑問で、コンピューターの中に入っておりますというような返答もありました。実際、災害時にコンピューターから出している余裕はありませんね。そういうことでありますが、この33ページにですね、班別行動計画についての記載がありまして。実は、事前にですね、所要事項について検討するようにちゃんと書いてあるんです。そういうことで、この対応マニュアルの徹底と各課の任務分担体制を整える必要があると思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、松岡議員さんが言われましたように、このマニュアルについては、職員全員という形の中で、最初作成したときには配付しておりますし、その以後更新しておりますので、更新のものにつきましては、このグループウェアの中で見れるような形で閲覧できるようにしております。ただし、言われました各細部の実施すべき任務分担につきましては、多分、作成されておられませんので、今後の検討課題と考えております。総務課としましては、各所管課含めて13課という形でありますので、早急に行うことはちょっと難しいところもありますけど、順次各所管課と、協議を行いながら、その任務分担体制については整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

かなめはやはり対策、応急対策をやっていただける皆さん方が全てだと考えます。そういうこ

とでしっかりとですね、マニュアルもあります。そういうことでしっかりと取り組んでいただければと思います。

防災対策の最後になりますけど、私が何回も防災、減災対策についてお伺いしてきましたが、4つの点についてお伺いします。

1つは自主防災組織の防災マップの作成について、28年の第2回定例会でお伺いしました。それから豪雨災害に関する防災タイムラインの作成について。これ、平成27年の4月、それから備品等の確保について。

前回なんですけど、これは明確に質問しませんでしたけど、3日の備蓄でいいのか。こういったものを備えつけるのかという話の中で7日間必要じゃないのかと。チラシの方にもありまして、熊本で足りなかったということがございます。そういうことで質問させていただきました。

避難所の表記についてですけど、我が町における緊急避難場所、一時避難場所として指定している避難場所の表記について、ちょっと不適切ではないかということで、平成27年の第2回、初めて私が定例会で質問した時にお伺いしました。

この4点についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

4点についてお答えいたします。

自主防災組織、各自治区ごとというか、自主防災組織による防災マップにつきましては、避難訓練等々行った地域につきましては、そのときに作成しておりますので、2地区という形になりますけれど。それ以外につきましては作成されておきませんので、自主防災組織と協議を行いながら、支援をしていきたいというふうに考えております。各自治区の状況によって、避難場所や状況等が違ってまいりますので、そこら辺については考えていきたいというふうに思っております。まず、自主防災組織で図上訓練等を実施していただくように要請をいたしまして、その中で防災マップや危険箇所、避難場所、避難ルート等を含んだマップづくりを支援していきたいというふうに考えております。

次に、こういうタイムラインの作成という形で、これにつきましても鬼怒川の大災害が起こったところで、タイムラインがあったほうがいいのかというふうな質問がありまして、その後、遠賀川河川事務所のほうでも動きがございまして、遠賀川河川事務所と協議を行い、28年度、本年度に大雨、台風を想定した場合のタイムラインについては作成をしております。

その次、備蓄食糧、今言われました7日間程度必要ではないか。町では現在3日間という形の中で備蓄食糧をやっているという状況になっておりますので、この備蓄食糧につきましても、2

9年度より、予算につきまして、増額予算を要望して備蓄食糧をふやしていきたいというふうに思っておりますし、それを一度にその分ということは難しいと思いますので、備蓄食糧も大体5年間しか備蓄ができませんので、5年ローテで買いかえていくというような形の中での配備をするという形で考えていきたいなと思っております。

それとあと、芦屋町社会福祉協議会が事業主体となって、日本財団の助成事業を活用した事業を行って、災害時における避難所や福祉施設等の運営及び災害ボランティアセンターに必要な資機材を装備できるよう、社会福祉協議会のほうが申請をしておりますので、そこら辺が整いますとまた新たな備品が購入できるのではないかなというふうに思っております。

それと表記につきましては、27年度の第2回定例会から言われましたように、なかなか進んでいなかった状況でございますけれど、29年度の予算のほうに計上しまして、避難所の表記を変更するような形で、種別ごとにわかるような表記をする形で考えておりますので、29年度以降に予算計上した中で、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。1件目をこれで終わりにして、2件目に移らしていただきます。

2件目はですね、住民とともに進めるまちづくりについてでございます。

社会や生活環境の変化に伴い、新たな地方自治を確立することが求められております。町は、町と住民がまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に生かされるまちづくりが必要であるとの認識のもと、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に向けて、平成20年4月に芦屋町住民参画まちづくり条例を制定いたしました。町の最高位計画に位置づけられております第5次振興計画では、最初の第1章、住民とともに進めるまちづくりとして、基本目標が明示されております。また、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても政策目標Ⅳ、戦略2で「みんなでつくるあしや 協働のまちづくり」として計画が策定されており、町と住民が一体となった協働体制が芦屋町の将来を語る上で、最も重要なテーマであるということが伺えます。しかしながら、条例が制定されて8年もの時がもう既に過ぎております。こういった状況の中、この重要課題に対する取り組みについては、町と住民協働のまちづくり推進の基礎となる人材の育成や施策の推進について主体があると考え、不適切さを感じるわけであります。

そこで、今後のビジョンについてお伺いいたします。住民参画まちづくり条例第8条に1から

10の参画の手法が記されておりますが、この参加者であります、参画成果についてどう捉えておられるか伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

住民参画を推進するため、町の大きな計画の策定においては、できるだけ複数の住民参画手法を採用するよう全庁的に取り組んでおります。

昨年度策定しました芦屋町総合振興計画の後期基本計画では、住民アンケートや審議会、各種団体意見交換会のほか、中学生アンケートや住民ワークショップ、住民説明会など従来の後期基本計画策定では行っていなかった住民参画手法も取り入れ、より多くの意見を反映することができたと考えております。

パブリックコメントにつきましても、毎年四、五件の計画等に対し、貴重な御意見をいただいているところですが、結果として「意見が少ない」とか、住民説明会においても「参加者がいつも同じ」だとかいう声があるなど、まだ十分な成果が出ているとは言えない部分もあります。

なお、先ほど議員さん言われました条例第8条の10号まで参画手法がいろいろあるわけですが、この1年間の主な取り組み内容につきまして、若干紹介したいと思っております。

まず、(2)にアンケート調査があるのですが、このアンケート調査の実施につきましては、8月から9月にかけて町民2,000人を対象に、公共施設等総合管理計画策定に係るアンケート調査を実施しました。

(4)の地域懇談会の開催では、2月から3月にかけて、田屋・はまゆう区などを対象に、タウンバスはまゆう路線の利用向上に向けたニーズの把握のため、地域懇談会を開催しております。

(5)の公募等による住民会議等の開催については、公共施設等総合管理計画や地域福祉計画の策定委員、住民参画推進会議委員など、公募いたしております。

(7)のワークショップの活用では、5月から6月にかけて、西祇園橋の建てかえに伴うグレードアップについて、地元の方11名の参加のもと開催いたしております。

(8)のパブリックコメントですが、4月から6月にかけて、第2次芦屋町ボランティア活動推進計画や芦屋町教育大綱というものにつきまして実施をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、住民参画まちづくり条例第3条第1項に自治を推進するため、町と住民がま

ちづくりに関する情報を共有することを基本とすること、第2項に芦屋町総合振興計画の実現のため、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めることが基本理念として示されております。また、現在情報の共有を図るために情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」が作成されております。しかしながら、目的を達成するためには、さらに実現に向けての行動計画が必要であると思います。そういうことで、この情報ガイドブックの内容とその行動計画の策定がどうなっているかお伺いたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

住民参画を具体的に推進していくために、住民参画推進会議を設置しておりまして、行動計画の策定など検討を重ねてきました。その中で住民参画まちづくり条例の基本理念でもある「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進める」という情報共有の重要性について、その具体的な手法をまとめた情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」を策定することとし、この冊子を行動計画の第一段階と位置づけ、全戸に配布いたしました。

この冊子では、町がどのように情報を提供し、どのように住民の皆さんから意見を収集しているのかなど4つのテーマに分け、イラストも多く使いながら住民目線でわかりやすい内容に努めました。

まず、「町のことを知りたい」というテーマでは、「広報あしや」やホームページ、行政情報コーナーなど8項目について、次に「意見を言ってみよう。伝えてみよう」というテーマでは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、ワークショップなど4項目について、「町の活動に参加してみよう」というテーマでは、自治区加入やボランティア活動センターなど3項目について、最後の「職員と一緒に活動しよう」というテーマでは、自治区担当職員制度について、それぞれ紹介している内容でございます。

あと、先ほど、それぞれの町と住民の責務と役割のものの考え方のことが言われたかと思いますが、住民参画まちづくり条例では、第4条に、町の責務として、住民に対して住民参画の機会を提供するとともに、説明責任を負い、住民に対し積極的に情報を提供すること。さらに第6条では、町職員の責務として、まちづくりの専門スタッフとしてその知識や技能等の向上に努めることとなっております。

第7条では、住民の権利と義務につきまして掲載されているわけですが、まちづくりに関する情報を知る権利と、まちづくりに参画する権利を有するとともに、まちづくりに関心を持ち、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持つこと。さらに、地域活動に積極

的に参画することが、住民自治を守り、育てるものであることを十分認識し拡充に努めるとなっております。

このように、それぞれの役割的なもの、義務的なものの記載はありますが、いずれにしても、先ほどお話ししました参画手法の進化を図りながら、今後検討するとともに、現在、自治区担当職員制度の中でも、いろいろな取り組みも進められていますので、機運の醸成等も図りながら実践できる行動計画を住民参画推進会議等の議論を踏まえて、策定したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁ありましたけど、やはり私は、その進捗が遅いのではないかなと捉えるわけですね。この住民参画のまちづくり、行動計画の策定ですけど、今、情報を流す程度で皆さんと情報を共有する状況の段階にしかきていないと。もう自治区ではですね、このように、これ八代市のやつなんですけど、しっかりとつくってあるんですね。そういうことで、今、地域が元気じゃないといけない時期にちょっと遅れているかなと私は思います。そういう意味で、この計画の構想だけでも、またはいつごろできるかという予測は立たないんですか。お願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほどお話ししましたように、まずは行動計画の第1ステップとして、情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」の実践や啓発に努めていくという必要性が高いと判断していますので、そのための講演会やシンポジウムなどの実施を検討しております。その後、協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりにつながるような踏み込んだ行動計画を策定したいと考えておりますが、現時点で明確な策定期間は決まっておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

しっかり進捗状況を進めていただいて、前へ前へ進むようにですね、頑張ってくださいと思います。

次ですけども、地域コミュニティの推進が十分に図られているかということなんですが。住民参画のもと、暮らしやすいまちをつくるためには、私は各自治区が元気であるということが必

要だと思います。自治区担当職員制度が、平成26年8月から地域の課題をサポートすることを目的に導入されております。また、この制度は住民参画まちづくり条例第5条第2項に先ほど答弁がございましたように、町長の責務である町づくりへの高い意欲と能力を持った職員を育成するということになっており、期待もするところであります。

本制度は、5つの段階で区分されて構成されております。28年度では各自治区がステップの2に来ている計画になっております。自治区活動の実態について理解する段階と、ここに進むようになっておりますけれども、現時点における自治区担当職員制度の運用は、効果が上がっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

自治区担当職員制度は、これは平成26年8月に住民参画まちづくり条例に基づいた協働のまちづくりの実現のため、現在156名全ての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的としてスタートしております。

この制度の目的ですけれども、職員と住民の協働により、各自治区ごとの計画を策定し、その計画に基づいた活動を通して、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現を目指しております。今年度は、ステップ1の職員と住民が顔見知りになる。それとステップ2の自治区活動の実態について理解する。この2つの活動を実施しております。

御質問の効果が上がっているのかにつきましては、まだ取り組みの半ばですけれども、一斉清掃や町民体育祭、夏祭りやグラウンド・ゴルフなどのイベントに職員がサポート役として参加しております。平成26年度には延べ77名、平成27年度は延べ164名の職員が参加しております。それと、区長さんを対象としたアンケートでは、「参加した職員とコミュニケーションが図られた」、「人手不足で困っていたので大変助かった」、「区内の危険箇所等を一緒に確認できてよかった」などの意見が挙げられており、参加した職員からも前向きな意見が多く報告されており、一定の成果があがっているのではと考えております。個人的にも、区の行事に2度、3度と繰り返し参加することで確実に顔見知りの方もふえ、直接住民の方の声を聞くことは、自分自身にとっても、また仕事の面でもいろいろと役に立っているというふうに考えております。

なお、今年度ステップ2に取り組んでいる自治区は8自治区となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

現在8地区、自治区30ありますので、まだ1段階のところがかなりあると。3分の1が予定どおり進んでいるというように判断されるということでもあります。

ステップ2ではですね、自治区の要請を改め、テーマごとに意見交換をするということになっているんですけど、自治区から要請をしなければならないというふうになっているということなんですが、自治区からの要請は現在ありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

自治区担当職員制度は、各自治区からのいろいろな行事の参加要請とか、そういったものがもとで行っておりますので、今年度から取り組みを始めたステップ2についても、各区長さんから事前にこういったことをやりたいというようなことの要請をいただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、立ち遅れています22自治区なんですけども、格差が出てくるというのは理解はできます。やはり、それぞれに住んでおられる皆さんの状況によってですね、取り組みの進度も違ってくるかなと思います。そうはいっても、底上げをしていかなければ追いつかない自治区もあるということなので、行政としてはですね、そういった協力、支援、理解を賜っていただかなければならないと思うんですが、行政としては、そういったばらつきについての対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

ステップ2では、職員が自治区の方との意見交換等を行う中で、その地域の課題を発掘し、その解決方法について協議・検討を行います。初めての取り組みでもありますが、会議の内容や自治区の方、職員の双方の考え方にも多少のばらつきがあると感じております。このため所管としては、職員と区長さんのステップ2の方向性というか、それを合わせる意味でも、テーマや考え方等について、事務局と一緒に事前の打ちあわせ等を行っております。

また、それぞれ区長会や班長会議、職員の班長会議がございますけれども、そういったことを通してステップ2の事例等を報告して、参考となるような事例については、その都度紹介して、それぞれ調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、やはり困っておられる自治区、先行する自治区、そういったところ、情報よく共有しながらですね、一緒に対話を重ねながらやっていただきたいと思うんですけども。そういったことなんです、計画によりますとステップ2、この職員のみなさんが参加していただけるのが、年3回を上限としております。こういった3回の程度で十分な取り組みができるのかどうか、ちょっとこれについてはですね、上限を緩和できないか伺いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

るる、職員担当制度で御質問いただいているわけですが、何せ平成26年これ、きっかけはですね、職員がまず自治区の中に入って、地域をまず理解してほしいということから始まったわけですが、そして、芦屋町職員、町内者、町外者、大体50%ずつぐらいでございます。町内者の方との自分の町以外の区の名前も知らないという人もいました。町外者はもちろん知りません。そういうことで、この芦屋という町をまず知っていただくと。まず知らない住民サービスができない、住民奉仕ができないということで始まっておるわけですが、

今、議員、結局、年に2回、3回少ないのではないかなという御質問でございますが、職員もその自分の職務を持った中での、結局、時間の調整とかですね、やっておりますので、結果をですね、早急に求めるということはちょっと御勘弁いただきたいと思います。これはやはり5年、10年、やはり長期にわたって、そしてその経験した職員が次の職員にそれを伝えるということであろうかと思っておりますので、その辺、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

過早な成果を求めるなという町長の御意見、指導でありましたけれど、私はですね、遅れている理由をちょっと言いますと、実は、後継者づくりが非常に皆さん、自治区では問題であるし、心配されるところだと思うんですね。この職員制度が26年から28年度ということで2年しかたっていない中で、成果はあまり求められないというのはわかるんですが、実はこのまちづくり条例をつくったのは平成20年、先ほどから何度も言っていますが、8年経過している中で、

自治区ではですね、後継者がいない。今、自治区の区長さん、年齢平均いくつぐらいと言いますと70を当然超えられてるじゃないかと思うんですね。そうした場合、徐々に自治区を引っ張っておられる区長さんたちは、高齢者になります。後継者はいません。どうするんですか。そうした場合はね、やはり私がここで言いたいのは、後継者づくりを早くやっておかなくちゃいけないじゃないですかということなんですね。やはり人づくりというのは、大変な長期間を要します。人間をつくるというのは。発掘から養成する、研修させる、そういった人たちの費用弁償も考えなくちゃいけないとか。そういった中でやっていかなくちゃいけない。今は人材確保が難しい状況にある中で、じゃあどうかいうと、自治区のこの職員制度は私はそれでいいと思います。ただ、自治区が元気がないとですね、住民参画といっても、意見を拾おうと思っても、みんな何も答えられませんよ。8年たつてのんびりしているわけじゃないじゃないですか。やはり人材育成、重要じゃないですか皆さん。やはり、こんなところにはですね、お金をかけていただいて、育てるということが重要じゃないんですか。自治区は困っていると思います。そういう意味ではね、やはりこの職員制度ではね、この人材育成を考えるとすればですね、どうなるかという、ステップ5のときにですよ、この職員制度でやっとな問題が拾われて、自治区の後継者がいないんだよな。それからですよ、人を育てて5年間かかってやったら10年後ですよ。そんなことしてたんじゃ、自治区が潰れるじゃないですか。そういう意味で、私はここでお願いしているんですね。まあ次にですね、時間もなくなってきたので、ここで結論も申し上げますけど、やはり自治区の加入率が悪いわけですね。集中改革プランで言われていますけど、平成27年4月1日61.7%。それ以降は集中改革プランではよくなるというふうに書いてありますが、全然よくなっているように私は思いませんし、自治区の区長さんたちがいろいろな取り組みをやっています。加入推進グッズ配布、加入促進キャンペーン、ふえませんよ、絶対に、そんなことしたって。メリットが低減しているんですから。メリットがないんですから。デメリットばかりですよ。誰もだから入らないからふえない。だからそこに工夫がいるじゃないですかという提言なんです。やはり何かをやらないと加入率は全然ふえません。そうすると先ほどの防災対策なんかで言っても、誰か要支援者を守っていくとかつくりようと思ってもできません。自治区がやっぱり頑張らないと。そういった元気な自治区をつくるために、執行部は頑張らなくちゃいけないじゃないですか。そういうことでですね、まだ、るる、ちょっと質問さしていたかったんですけども。私は、もう本当に自治区が頑張らないと町は廃れますよ、まあそういうことで訴えさせていただきまして、もう時間がありませんのでこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、午後からは13時15分から再開いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、3番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

一般質問します。件名は3件、行います。

件名1の芦屋中央病院の建設工事の入札について。要旨1、約40億円もの大工事をわずか2社の参加で入札を行っているが、これはどういうことかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それではお答えいたします。

芦屋中央病院の建設工事につきましては、実施主体が独立行政法人になりますけれども、独立行政法人のほうから委託を受けて、財政課において、入札、契約事務を行っておりますので、財政課においてお答えしたいと思います。

芦屋町における入札につきましては、1,000万円以上の工事は一般競争入札で行うというふうに定めております。これに基づき、一般競争入札を行ったものですが、これは指名競争入札とは違いまして、施工業者を一般に公募するものとなりますので、申し込みがあるまで、どの程度の業者数になるかはわからないということになっております。

今回の場合は、近年、東日本大震災や東京オリンピックの影響によって、公共工事の入札が成立しない、いわゆる不調が多くなっているような情報もあっておりましたので、公共の病院の入札についても調査しておりましたが、やはり、入札が不調に終わっているケースもあっておりました。

しかしながら、今回の工事が大規模な工事であり、また病院の建設という特殊な工事であることから、過去に一定程度の病院工事の建設の実績があることなどを条件にして公募を行っております。その公募を行った結果として、今回2社からの申し込みがありましたので、その中で入札を行ったということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

約40億という費用は、平成28年度一般会計予算の55%に当たるんですね。膨大な額ですね。そういった観点から、わずか2社という参加は少なすぎるのではないかと思います。多くの会社の参加が必要ではなかったと考えております。

次に、2社では十分な競争性が確保できておらず、経済的な価格で発注できないのではないかと。そのために税金の無駄遣いになっているのではないかと考えています。

次に、最低制限価格は90%になっているが、その根拠は。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは、最低制限価格についてお答えいたします。

最低制限価格制度につきましては、地方自治法施行令に基づきまして、ダンピング等による不当に安価な金額で受注し、それによって工事の品質が確保できなくなることを防止するために、入札額の下限を設定しているというものになりますが、かつては予定価格の70%となっていたような時期もありましたけれども、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の改正に伴い、近年はこの率が引き上げられてきたところです。

芦屋町におきましては、平成26年8月から中央公共工事契約制度運用連絡協議会が作成しましたモデル算定式があります。これはいわゆる公契連モデルと言っているわけですが、この算定方法を活用しております。この算定方法は、福岡県を初め、県内でも半数以上の自治体で採用されている算定方法でありまして、その方法としては、全体工事費のうち、直接工事費の95%、共通仮設費、現場管理費の90%、一般管理費の55%の額を合算したものということになりまして、その額が全体工事費の90%を超えた場合は90%とするようになっております。この算定率は定期的に見直しが行われておりまして、今回の率についても28年4月に改定が行われたもので、若干の率の引き上げが行われております。

今回の中央病院のケースで言いますと、先ほどの計算方法により算定した結果、全体工事費の91.5%という数字になりましたので、上限の90%に設定したということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

それでは最低制限価格は、高どまりとなり、競争原理もなく、談合の疑いがあるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

最低制限価格につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公共工事の品質確保に関する法律に基づきまして、公共工事の品質の確保、また事業者の適正な収益の確保をすることなどが示されておりますけれども、こういうことを踏まえて国からの指導もあっておりますので、現在活用しているというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

では、予定価格と最低制限価格を事前公表から事後公表にする見直しというんですかね、見直しは、考えはないのですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

予定価格、最低制限価格の公表時期についてですけれども、平成19年度にありました、芦屋町でありました談合事件を受けて、平成20年度に入札制度の大幅な見直しが行われておりますが、その際に、この公表時期についても事後公表から事前公表に改められております。

最低制限価格を事前に公表することによって、入札の多くが、くじ引きで決まるなどと一部批判もありますけれども、結果的には、最低価格で契約することとなりますので、財政的な効果は大きいのではないかと考えております。また、予定価格及び最低制限価格を事前に公表することによって、入札の透明性を図ることができ、その結果、談合防止につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

事前公表は、問題が多いと思うんですよね。そこで平成26年10月22日のこの書類ですね。

総務省と国交省の書類が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進についてという、この書類があるんですけど、これに基づいて事後公表の見直しができるようにならないかと思いますけど。質問します。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

先ほど申しましたとおり、事前公表することによって、入札の透明性を図ることができ、談合防止につながっているという考え方をしております。27年の3月末データにはなるんですけれども、県内の自治体における予定価格の公表の状況としては、8割以上の自治体が事前公表行っているというような実態もあります。このようなことから現時点においては、事前公表を事後公表に見直すという考えは持っておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

次に件名2、病院経営について。要旨1、経営が立ち行かなくなったら、誰が責任をとるのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

病院に確認した内容によりお答えします。

平成27年4月、芦屋中央病院の経営形態は、地方公営企業法の一部適用から、地方独立行政法人への移行に伴い、組織の長は、町長から町長が任命する理事長に変わりました。これにより、運営責任者は、理事長である院長となり、任命責任者は町長となりました。経営のチェック機能として、地方独立行政法人化した病院には、業務実績を専門的、客観的かつ中立公正に評価を行う評価委員会を設置することになっています。また、4年の期間で病院が達成すべき業務運営を目標とする中期目標を町が策定し、この目標を達成するための中期計画を病院が策定します。策定に当たっては、評価委員の意見を聞くとともに、議会の議決が必要であり、適正なチェックを受けた中で病院の経営を行っていくことになります。

よって、社会情勢や芦屋町の医療ニーズに適合した目標と計画を策定し、それを達成していくことによって、今後も適正な病院経営に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

この要旨2ですね、多額の長期償還の借金を孫の世代まで負わせるのかということは、これを質問できますかね。お願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

これも先ほどと同じように、病院に確認した内容ということでお答えします。

一般論としての起債の機能は、財政上の収入と支出との年度間調整や住民負担の世代間における公平性の確保という考えがあります。病院経営を健全かつ長期的に運営していくには、単年度における収入と支出のバランスを適正に保つことが重要であり、受益者負担の観点からも、各世代間で公平に住民負担をすべきだという理由からです。

新病院建設における起債ですが、建設工事などに病院事業債と過疎債を借り入れる予定です。総額は約49億6,000万円になりますが、このうち約24億3,000万円は国からの交付税措置があります。病院が返済していく償還金は、元金と利子を合わせて約18億5,000万円です。単年度の支払い金額は、最も償還金額の多い年でも7,000万円程度で、平成12年から続く黒字の経営状況を踏まえた返済シミュレーションにおいて、全く問題はありません。

また、約30億円の現金を保有していることから、万が一経営が悪化しても対応は可能であると考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

次に、件名3ですね、平成27年度の決算について。要旨1、11月1日号の「広報あしや」では、町債約11億円、公債費約13億円を差引くと2億円の赤字と思うんですね。黒字2億6,584万円の表現は正しくないと思うんですけど、それをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは広報の掲載についてお答えいたします。

平成27年度決算の状況につきまして、「広報あしや」11月1日号でお知らせした内容で、歳

入が約82億8,000万円、歳出のほうは80億1,000万円で黒字が2億6,585万円だったというような表現をしております。また、その内訳の中で、歳入の中の町債が約11億8,000万円、歳出の中の公債費が約13億2,000万円と掲載しておりますので、この起債の関係の部分で、借入額と返済額だけを見比べた場合、この1億5,000万の赤字だというような御指摘だろうと思いますが、まず、歳入における町債については、27年度に実施しました投資的事業の財源として借り入れたものが主なもので、給食センターの建設事業や中央病院の外周道路整備などの過疎債のハード分として借入額が主なものとなっております。このほかに全額交付税措置となります臨時財政対策債などを含めて、合計で11億7,000円となっているものです。

また、歳出における公債費につきましては、平成26年度以前に借り入れた起債の償還額で、27年度の返済額となっております。ただし、この27年度におきましては、退職手当債の繰上償還を行っております。これが約5億4,000万ほどになりますので、前年に比べて多くなっておりますけれども、この分を差し引きますと実質的な27年度の償還額は7億8,000万というふうになっております。また、このうち、臨時財政対策債や過疎債の交付税措置分を除いたところの実質的な町負担の償還額としては、約3億5,000万ほどになっているというような状況です。

このように、歳入における町債の額は、その年度の事業の内容によって、大きく変動いたします。また、歳出の公債費のほうは、前年までに借り入れた起債の償還額ということになりますので、この2つを比較して赤字とか黒字というような表現はできないと考えております。それよりも返済額のうち実質的な町の負担がどうなっているかというようなところが重要になってこようかと思います。このようなことから、広報に掲載しております27年度決算が黒字であるという表現に誤りはないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

では、町長にちょっとお尋ねします。町長、いいですか、いいでしょうか。町長は平成25年12月の議会で、町長はボートに頼らない財政運営を考えると云っている。それから3年を経過していますが、自主的な財源運営はどう考えておられますか。質問します。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

健全財政運営ということによろしいですか。今現在は、来年の２９年度の予算の編成作業を行っているところなのですが、来年度の予算の編成方針におきましては、地方創生事業を初めとした重要施策の予算配分を重点化させるため、既存事業の見直しを行うとともに、徹底した経費削減に取り組むよう各課に通知いたしております。健全財政を行うことができるよう、鋭意取り組んでおるところでございます。よろしいですかね。健全財政で。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 ３番 今田 勝正君

次の（２）ですね、これまでの財政運営は過疎債とボート事業の収入に頼ってきた。将来に向けて自立するための自主財源の確保や健全な財政運営をどのように考えているか、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

お答えいたします。

まず、過疎債についてですけれども、過疎債については借入額の７割が交付税措置されますので、事業を実施する場合に、実質的な負担額としては３割で済むということがあります。また、この過疎債を補助金と組み合わせて事業を実施した場合、全体事業費の約１割程度で、大規模な事業が実施できるといったこともありますので、大変有利な起債となっております。

ただし、この過疎債も時限立法となっておりますので、平成３２年までの特別措置法ということになっておりますので、それ以降については現時点では明確になっていないというようなことがあります。しかし、過疎債は大規模な事業を実施する上で、大変重要な財源となっておりますので、今後も効果的に活用した中で、計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、競艇事業による一般会計への繰り入れですけれども、競艇事業については、開設以来、平成１５年度までに総額６００億円を超える繰り入れがあっておりまして、皆さん御存知のとおり、下水道や病院事業を初め、町の発展に大きく寄与してきたところです。その後、競艇事業の不振から、繰入金ゼロになる時期がありましたけれども、この時期は逆に大規模な行政改革を断行し、住民の皆様にも御迷惑をおかけしなければならなかったというようなことがあっております。その後、電話投票の売り上げの向上などによりまして、平成２２年度からは再び繰り入れができるようになり、現在は、毎年４億円の繰り入れを行っているというような状況です。その使い道としましては、国保会計の赤字補填として約５，０００万円、下水道事業の赤字補填として２，０００万円、その他としまして山鹿地区のテレビ受信料の補助、敬老祝金など町単独事業の財源として活用しております。また、将来に対する備えとしまして、競艇収益まちづくり基金のほう

に毎年２億円を積み立てているというような状況であります。

このような状況の中で、自主財源の確保ということになりますと、定住促進事業を初めとした地方創生事業に取り組み、総合戦略に掲げる各種事業を現在推進しているというようなところで

す。

また、健全な財政運営というところですが、１つの目安として、起債残高と基金残高の関係があらうかと思いますが、２７年度末における起債残高としては、７０億５，０００万円となっておりますけれども、これには、起債償還の際に交付される地方交付税の交付税措置額が含まれておりますので、これらを除いた実質的な一般財源の負担額としては約１２億円ほどとなっております。これに対して、２７年度末の基金残高としては、４３億３，０００万円となっておりますので、これらを比較した場合、健全な財政運営ができていないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

今田議員。

○議員 ３番 今田 勝正君

それでは、自立・自力による財源確保の見込みが今のところ見当たりません。町の将来の希望がですね、持てないんじゃないかなと思って不安視していますので、今後ともこの町政とか借金

のですね、返済とかを十分考えてもらって、今後の運営のほうで考えてもらったらいいと思います。

以上で質問終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、今田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に７番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 ７番 貝掛 俊之君

７番、貝掛です。一般質問を始めます。

平成１９年度、波多野町長も町長として初当選、そして私も議員として初当選したわけであり

ますけれども、私も一般質問で子育て支援の充実、あるいは教育環境の充実、図書館の増書、教育

学校図書

の増書等ですね、訴えてまいったわけでありまして。あれから１０年間たちました。

はるかに素晴らしい子育て支援策、中学校まで医療費無料。あるいは学校においては、トイレの

改修、そしてエアコンの設置等、本当にすばらしい環境が整ってきたと考えるわけでありませ

れども、これも一重に財源があってからできるわけであります。

19年度ですね、私が1年生の時に決まりの財政シミュレーションを確か12月議会でしたか、まだ決算が12月でしたので見ました。今ここにありますが、19年度の芦屋町の基金は35億、そしてこのシミュレーションによれば、28年度はですね、競艇の繰入金があれば、基金はなくなり、財政破綻するそういった状況でありました。恐らく、鶴原、今、副町長が企画課長でした。私が「どげなっとるか、これは。」と、恐らく言いに行った記憶があります。町長もこの現実を踏まえた中で、そのときは恐らく執行部の課長、副町長、町長初め、本当にこれはどうするか。財政再建団体になるか、いや、ちょっと待って。北九州市に吸収合併、こういう手もあるなど、そういった本当に真剣に瀬戸際に立たされた時期ではなかったかと思うわけでございます。

しかし、波多野町政になり、平成21年度、競艇を一本化した。そういった中で、今、このように芦屋町が、先ほど今田議員おっしゃった答弁の中にもありますように、芦屋町の今の貯金は42億、約43億ですか、実質の借金が12億というところまで回復したわけでございます。これはさまざまな要因があると思います。先ほど言ったように、おっしゃったように、過疎債の有効活用、あるいは1円でも多く、県や国から予算を取ってくる町長の政治手腕もあるかもしれません。そして何よりも重要なのがやはり、22年度から競艇場が収益を上げて、芦屋町に4億円あるいは6億円の繰り入れをしていること。そういった中で、芦屋町一般会計80億円、その中の4億円、これは自由に使えるお金。この競艇場の収益の比率というのは、本当に芦屋町にとって大きなものであり、競艇事業というのは、本当に芦屋町にとって重要な事業であると認識しているわけでございます。

そういったところで、今回、競艇事業について御質問するわけでありますが、現在の競艇事業の現状と課題、そして今後の方向性を町長がどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

まずは、お褒めいただきましてありがとうございます。

御質問の競艇事業についてということで、まさに貝掛議員言われましたように、先人たちが一生懸命、町がもうなくなるではないかというときに競艇の導入を思い立ちまして、もう600億でしたかね。それで芦屋町、現在ができ上がっておるということ、まずもって皆さん方も御承知でしょうが。それほど芦屋競艇事業というのは芦屋町にとりまして、かなめであるわけでございます。

そこで、芦屋町の競艇事業について現状とその課題、それから今後の方向性ということで御質問でございますので。まず現状でございますが、競艇業界全体といたしましては平成27年度の売上金額が8年ぶりに1兆円台に回復をいたしました。これもひとえに、業界が一丸となって、イメージアップ戦略及び各種売上向上政策に努めた成果であるわけでございます。発売形態ではスマートフォンを初めとする電話投票と場間場外発売の広域発売が全体の80%を超えている状況でございます。この流れは、今後も加速していくものと捉えております。ボートレース芦屋におきましても、27年度に対前年度比の電話投票で23%、場間場外の協力場発売が33%の増加。今年度、28年度におきましても、この傾向が続いております。

次に、課題でございますが、今、先ほど申し上げましたように、ここ四、五年、電話投票というものが圧倒的な売り上げを占めておるわけでございますが、電話投票の売り上げが伸びれば伸びるほど、いわゆる本場の売り上げが下がるわけございまして。本場においでになられるお客さん、ファンの皆様方が激変しておるわけでございます。それで業界を上げてまして、まず24場あるわけでございますが、そこから30キロ圏内、この30キロ圏内におきまして、まずは地元の皆さんに力を入れようということで、新規ファンの獲得に業界を上げて取り組んでおりますし、今からもさまざまな施策をやっていきます。この取り組みの延長上には、皆さんから愛される施設の中の一つとして、ボートレースがあると捉えられるよう、競艇競技ではなく、多目的で皆さんが集える施設に変化をさせようということで、今、いろいろな企画を練っておる最中でございます。世の中、常に、さまざまに変化いたしております。

芦屋町が導入いたしましたモーニングレースでございますが、この時は画期的な導入であったわけでございます。芦屋町がイの一番に手を挙げさせていただきました。今では当たり前のこととなりまして、このモーニングレース、ファンの皆さんから高い支持を受けております。こういうことは、やはり長く続きませんで、現在、3場がモーニングレースをやっているわけでございますが、再来年、平成30年度より1場相当分の日数を増加すると、モーニングレースということですね、早く言えば、今、モーニングレース3場でやっておるところが、もう1場ふえるというような形になるかもしれないし、これは手を挙げるところがなければ、そのままなんです。これを、今、計画がボートレース活性化委員会で行われております。これにより、芦屋町モーターボート競走事業会計財政計画でお示ししたとおり、30年以降は純収益が下がってまいります。このため収益確保のために、さらなる経営分析をさらに進めていかなければなりません。

先ほど来、今田議員からの質問でもありましたが、モーターボート事業から一般会計に繰り出す金は28年度が4億円、22年度から28年度までで、累計で24億2,000万円繰り入れております。私はよく職員にも話すわけですが、この一般会計、昔は一般会計の中にボートレースの収益をほとんど入れておった。じゃあこのお金が何に使われておるかというのが、住民の方が

全然わからないということですね、これじゃいけないということですね、今、4億入れさせていただいておりますが、4億のうちの2億は一般会計、2億のうちの1億は福祉のため、1億は教育のためということで目的基金として、基金に、今、積み立てております。だから実際に、一般会計に入って自由にというか、使っておるお金は2億でございます。今田議員の質問にも関連しますが、競艇に頼る、競艇場ばかり頼っておるというふうに住民の方も非常に誤解しておると思うわけでございますが、競艇場からの収益で一般会計に現在入れておるのは2億でございます。その辺、皆様方にも御理解を賜りたいと思っております。冒頭の収益が何に使われておるか、このことは非常に大事なことでございますので、ぜひ、今後ともその辺については、ちゃんとこれはボートの収益金で使わせていただいておりますということを可視化したいと思っております。

モーターボートのこの収益は、我々施行者、それから選手会、競走会、振興会、日本財団、これは組織としては一つ一つの組織なんです、これを日本財団の笹川会長の鶴の一声で「一枚岩盤になりなさい。」これは、それぞれの組織がばらばら、ばらばらやってもダメですよということが、約10年ほど前、檄が飛びまして、ようやくその5団体が1つになりまして、今回の競艇場が、言葉は悪いんですが、ひとり勝ちというか。オートレースファンの方、競輪ファンの方がおられたら申しわけないんですが、競馬、中央競馬は別にいたしまして、競艇業界が今、ひとり勝ちでございます。というところで、24場のいわゆる施行者の財政に大きく寄与しておるわけでございます。

しかし、今、このボートの収益というのが、今、申し上げました5団体が汗水かいた結晶であります。業界を挙げて、ボートレースを国民が愛好するスポーツギャンブルとして、今、日本財団を通じまして、日本だけではなく、世界中に大きな社会貢献をしておるわけでございます。一番多く見られるのは福祉のバスと思いますが、日本財団と小さく書かれておるバスが、これ日本全国、これ日本財団が全部寄附しております。それから青パトもしっかりでございます。それはほんの、私が今申し上げたほんの一部でございまして、非常に大きな貢献をして。一番わかりやすいのは、今度オリンピックがありますが、オリンピックと一緒にパラリンピックがございまして。このパラリンピックは、国の方から自分たちではとてもやれないので、「日本財団さん、お手伝いしてください。」ということで、日本財団のビルの4階、全てパラリンピックの準備室として、今、やっております。政府と一緒に頑張ってパラリンピックの成功ということに向かってやって、そういう社会貢献をもやっております。昔は競艇というと、競艇の町、ギャンブルの町、何か何となく嫌な町というふうにイメージがあったわけでございますが、胸を張って、我々は競艇事業で世界に、そして日本国中にさまざまな社会貢献をしておるということを、まずもって皆様方にお話を申し上げたいと思っております。

今後の最後の方向性でございますが、我々施行者に課せられた使命でございますが、まずは、

やはり、先ほど来より出ておりますように、地方財政に寄与する。それから公益の増進であります。この初心を忘れず、時代の変化に即応し、ますます発展していかなければなりません。そして変化に対応できる組織や人材の育成が肝要だと考えております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7 番 貝掛 俊之君

冒頭に、応援ありがとうございますということでありますけども、私は思ったとおり、ありのままを言っただけでございますので、応援しているわけではございません。(発言する者あり) お褒めの言葉。

はい、今、町長から答弁がありました現状、現状は競艇事業、全国的に幾分であるけども、上昇傾向であると。そして、課題はやはり本場の入場者の数が少ない。そしてそれに伴う本場の売り上げの減少。そして、やはりこの愛される競艇施設、多目的に使える施設にしていかななくてはならないというところでありますけども、まだるるありました。30年以降は収益が下がる等ですね、ありましたけども。やはり私は、競艇事業をするからには、社会貢献というのが必要ではないか。事業がやはり芦屋町に貢献しているんだ。近隣の地域に貢献しているんだ。というところをですね、指し示していく。これ、3つあると思います。やはりこの施設、ボートレース以外のさまざまなイベントの場所として、近隣住民が集う場所の提供、あるいは災害時の施設の活用等こういったところにおける貢献。そしてもう1つが事業に伴う雇用創出、あるいは地域経済への貢献。そして最後に、先ほど町長もおっしゃいましたけども、収益を出すことによって芦屋町の財政への貢献。この3つの貢献をすることによって、近隣住民の方が競艇を応援しよう、そして未来永劫、末永くこの競艇事業を守っていこうではないか。そういった気持ちになるのではないかと思います。

質問でありますけども、やはりこの施設の活用についてであります。芦屋競艇場、災害時の施設の活用となるとどういった活用を考えておられるか、お答え願いますか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

競艇場につきましては、町の地域防災計画におきまして、駐車場を物資の集配拠点及び臨時のヘリポートとして位置づけられております。本場におきましては、本場開催及び場外発売、合わせまして年間約260日営業をしております。レース開催中や場外発売中に災害が発生した場合、まず来場者の安全確保をしなければなりません。また、競艇場の駐車場部分は海拔約3.4メー

トルで周辺の居住地より低い位置にありますので、これらの理由により、避難場所としては指定されておりませんが、万が一、災害等が発生した場合は、避難して来られた方を一時的に受け入れる事は可能であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

先ほども、松岡議員が災害について質問になりましたけども、やはり災害というのは、どういう形の災害かわかりませんが、その災害の種類によっては、競艇場の施設が避難所で適当であるというところもありますので、そのあたりは臨機応変な対応をお願いしたいと思います。

次に、今現在、夢リアの活用状況と現状、どうなっているのかお願い致します。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

夢リアにつきましては、本年9月までは投票所として使用しておりました。その他に本場開催時のイベントスペースとして、GⅡグレード以上のレースでの開会式や表彰式、お盆、正月、ゴールデンウィーク期間でのステージイベント及び年に一度のファン感謝祭などでも使用しております。また、本場開催に支障を来たさない範囲で一般への貸し出しも行っており、毎年、敬老会や企業、団体様の研修会などで利用されています。町民会館より座席数が多いことやイベントスタッフや来場客用の駐車場の心配がいないことなどが強みであると考えています。しかし、本場開催日に夢リアを一般に貸し出す場合、本場では来場者から入場料を徴収しているため、プラザと夢リアをつなぐ通路を閉鎖するだけでは、本場来場者が2階レストランや展望タワーを利用する際に支障を来します。夢リア内部をパネルなどで仕切り、本場来場者に不便が生じないようにしなければなりません。また、多目的ホールとして整備された夢リアではございますが、吹奏楽など本格的な音楽イベントを行うには音響の性能レベルが不十分と言われております。現在の夢リアで一般に貸し出しをするには、いろいろ使い勝手が悪い部分があるのが現状でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

本当に、今、課長がおっしゃったとおりで、なかなか使い勝手が悪いといえますか、本場の開

催等、気にしながら借りなければならないという状況であります。

そこで、今、今回、長寿命化計画というのを策定中ではありますが、今、あれだけの建物が果たして競艇場に必要かというところであります。丸亀競艇場あるいは鳴門競艇場は、芦屋町のおそらく3分の1、半分か3分の1ぐらい、コンパクトな建物にもう建てかわっております。そこで提案でありますけども、いわゆる建屋自体はもう、観客席の建屋、これをもう競艇場にしてい、西プラザあるいは東プラザ、夢リア、これをもう自由に開放する、そういった施設にしてい、そういった考え方はありませんか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

今、議員御指摘の、競走場としてのスペースのコンパクト化を意味されているのかと思いますけども、現在の本場施設は、平成13年から平成17年にかけて建設をされて、既に10年以上経過しております。施設や設備関係の更新が必要な時期にまいっております。このため、今後、本場施設の維持管理や改修整備を計画的に進める必要があると考えております。また、施設の建設当時とは議員御指摘のとおり、本場への来場者数が大きく異なっておりますので、競走場としての機能はコンパクトにしてい、必要があると考えておるところです。これらのことを踏まえ、現在、長寿命化計画を策定中でございますけども、これにより集客力があり、コンパクトで効率的な開催運営が可能な収益性の高い施設へ改善しながら、コンパクト化により生まれる空きスペース等を活用し、先ほど町長も答弁いたしました、行政や周辺の地域にも貢献できる総合的な施設へと変化させていくために構想、計画を進めてまいっているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

わかりました。それでは、2番目の貢献、事業実施に伴う雇用の創出や民間活動による地方経済の貢献というところで、やはり地域経済への貢献は課題でもありました本場への集客が必須であります。近隣地域からの来場促進政策、具体的には町長おっしゃられなかったんですけども、具体的にどういった政策をとっておられるのか、お答えお願い致します。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

来場促進は業界全体の共通した課題であり、各場取り組んでいるところです。ボートレース芦

屋におきましては、平成２７年度は女性を対象にしたグルメ観戦ツアーやものづくり体験教室、初心者を対象にしたタレント、ボートレーサーとの交流会と施設見学会、ファミリー層を対象にしたファン感謝祭などを実施してまいりました。

また、３０キロ圏内の商業施設である「くりえいと宗像」、「ショッパーズ中間」、「チャチャタウン小倉」に出向き、イベントを実施し、ボートレース芦屋のＰＲを行ったところです。さらに福岡の百道で行われた「ＲＫＢラジオまつり」、本城競技場で行われたサッカーＪ２のギラヴァンツ戦、航空自衛隊芦屋基地で行われた航空祭など、人が集まる所に職員が出向いてＰＲ活動を行っております。

既存ファンを対象にした場内でのイベント事業を含めると、延べ３５日間行ったところです。平成２８年度におきましても、同じように女性を対象にした事業、初心者を対象にした事業、ファミリー層を対象にした事業、既存ファンを対象にした事業に取り組んでおりまして、約３０日間、実施する予定にしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 ７番 貝掛 俊之君

るる、施策をしているわけでありますけれども、その施策による効果はどうですか。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

イベント等に参加した人数等は、それぞれ把握しておるところですが、参加したお客さんがその後、何回足をレース場に運んでくれたのか、本当のファン、顧客になってくれたのかは、正直、わからないところです。しかし、平成２７年度の１日平均の入場者数を見ますと、全２４場の平均は対前年度比でマイナス４．２％であったのに対し、芦屋ではプラス４．３％でした。２７年度はＳＧレースを開催したことも入場者がふえた大きな要因だとは思いますが、このような事業を実施したことも数値を上げる結果になったと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 ７番 貝掛 俊之君

１つ提案ですけれども、大村競艇場で「未来の遊園地」という企画を夏休みの間やっています。見てみますとですね、これは教育委員会等の主催と言いますか、協力して、幼稚園もですね、協

力して、そこで工作とか、あるいはいろいろな、本当に子供が喜ぶような近未来型のイベントをやっているわけですが。これで大村競艇場では、約1万8,000人くらいですか、1カ月間に家族連れが訪れたと。こういうことをすることによって、やはりその競艇のファンの獲得にもなりますし、やはり地域の住民の皆さんの貢献という形になります。こういった企画をですね、考えてはどうかと思いますけれども、執行部、考えはどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

議員がおっしゃいました「未来型の遊園地」と言われているものは、チームラボアイランドのことでして、最新のデジタルテクノロジーを使い、子供たちが同じ空間で、自由に体を動かし、互いに影響を与えながら、共同的で創造的にアートな体験を楽しむ。そのような体験を通して、共同で創造していくことができる人間になってもらいたいと、そういった願いから生まれたと聞いております。このチームラボをボートレース振興会が窓口となり、平成28年度に大村と蒲郡で実施しています。実施の目的は、1点目が議員がおっしゃいましたように、近隣住民に対してのイメージアップ、2点目がファミリー層の来場促進となっております。

芦屋で実施する考えはないのかという御質問ですが、1カ月単位で行うことが条件になっており、子供が対象であることから夏休みが有効であるものの、来年度は夏休み期間中である8月1日からプレミアムG I レディースチャンピオンを開催することとなっております。また、夢リアで実施できるのかがどうか、確認が取れておりません。さらに大村に確認しますと費用が約3,000万円ほどかかっております。このようなことから、費用対効果を含めて慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

わかりました。費用対効果と言うよりかは、むしろ貢献という形の事業と捉えてですね、できるのであれば、実施したらどうでしょうかということでございます。

最後にですね、収益を出すことによって町への財政の貢献というところの質問に移らせていただきますけども。まず、競艇というのは企業、やはり経営主体になってきますけども、26年度に私が丸亀競艇に行ったときにですね、中期経営計画というものを出示してもらいました。これは、いわゆる行政が言う中期の行政の計画とは違って、やはりこの経営戦略がですね、うたわれております。外部環境、内部環境、それぞれ強み弱み等ですね、しっかり分析した上での、じゃあど

うやったらこの中期的に経営を安定、発展させていくかということがしっかり戦略として描かれている計画なんですけども。こういったものは、芦屋競艇として策定しておられるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

今、丸亀さんのような、そういう中期計画というのは、現在ございません。ただ、本年度、来場動向調査を実施し、満足度、重要度の相関関係を分析しております。事務事業につきましては、実施計画により、3年間の事業計画として、毎年ローリング方式で進行管理を行っております。また、モーターボート競走連絡協議会の業界努力目標の各項目の具体的な事業にも取り組んでおります。しかしながら、実施計画の3年間では短いとも考えておりますので、ボートレース芦屋の推進計画を策定する方向で調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

ぜひ、この戦略のようなですね、負けないようなものをつくっていただきたい。というのは30年以降は収益が下がっていく。今はいいですよ、競艇場。すごく売り上げが伸びている状況でありますけども、やはりいつ収益が落ちてくるかもわかりません。しっかりと経営が安定する、発展するような計画を練っていただきたいと思います。

続いてですけども、ちょっと気になるのがですね、ちょっとお尋ねしますけども、芦屋町、27年度で約435億円の本場の売り上げがありました。その中で、電話投票等それぞれの売り上げの内訳のパーセントが、比率がわかればお願いいたします。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

27年度の売り上げが、435億6,280万円余ということで、その売り上げの占有率でございますが、本場が10.6%、勝山ほか8場の専用場外発売場が5.4%、電話投票が53.6%、場間場外の協力場が30.4%となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

今の比率で本場が10%、電話と協力場が、先ほど町長にもありましたけども、約80%を超えている。ちょっと気になるのが、いわゆる勝山等のボートピアの売り上げが5.4%、少し少ないのではないかと懸念されるわけであります。一番関係あるのは町直営の勝山のボートピア、そして高城のボートピアかと思いますが、その2場の財務状況はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

ボートピア勝山は、平成24年10月に施設を無償譲渡されたことで、それまで支払っていた施設使用料を支払う必要がなくなりました。このことから財務状況は大変良好です。平成27年度は、約2億8,000万円の黒字となっています。

ボートピア高城は、芦屋町が直接運営を行っていますが、ボートピア勝山と異なり施設所有者がいますので、施設使用料を支払っています。また、郊外型のボートピアの共通した課題でもあります。入場者が減少、平成26年11月にボートピア宮崎がオープンした影響等もあり、平成27年度は、約2,900万円の赤字となっています。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

今の答弁では、勝山良好、高城は2,900万の赤字ということですけども、この高城に対するてこ入れ策はあるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

ボートピア高城に宮崎のエリアマネージャーとして職員OBを常駐させ、売り上げの向上、経費削減に取り組んでいるところです。また、宮崎にある他のボートピアの施設オーナーや運営を委託している業者と共同で、宮崎全体にテレビCMを新たに作成し、放映するなど改善に努めているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

今後の推移を注視していきます。よろしくお願いいたします。

それでは次に、競艇事業というのはやはり、法律によって競走会あるいは振興会等ですね、納付しなければいけない金額があるかと思いますが、その中でも収益が出たときにですね、地方公共団体金融機構に納付しなければならないと法律で決まっております。やはり、こういった納付金等を減らすことによっての収益増加というのも進めて行かなくてはならないわけで、我々芦屋町議会としても平成26年の12月の第4回定例会、議会において、この納付金制度の廃止を意見書として提出しました。廃止とまではいきませんでしたけども、その後の国の法律改正により、28年度ベース、来年からの実施になるんですけども、従来の暫定額よりも20%削減した額で済むようになったということでもあります。仮にですね、27年度ベースでこの納付金を支払った場合、20%の削減、どのくらい芦屋町が儲かった、得したのか。その数値がわかれば、お尋ねお答え願いますか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

町長を初め、議員の皆様の御協力をいただきまして、28年度から32年度までの5カ年、支払いでは29年度から33年度までで、従前の納付額の20%の減額となっております。

27年度の売り上げに対する納付額を、28年度に支払っております。額は、3億9,562万円余でございます。28年度も同様の売上で20%の減額となりますと、7,900万円ほどの経費削減額となります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

意見書にもありましたように、この地方公共団体金融機構というのは、もう既に役割は果たしたのではないかと。そういったことであります。この納付制度の廃止あるいは、さらにこの金額を削減して、国へ要望していくべきと考えますけども、全国施行者協議会会長の町長としてどのように対応していくのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさに今、議員おっしゃられました、地方公共団体金融機構への納付金というのはですね、非常にわかればわかるほど腹が立ってくる納付金であったわけでございますが。そもそも昭和45

年でございますので、もう半世紀前につくられた納付金で、これがこの時の約束事が10年間の時限立法ですよというふうで、その当時、競艇事業はよかったんでしょう。そういうことで、競艇だけではなく、競馬、競輪、オート等々から何らかの金を取ろうということで作られた納付金制度であるわけでございます。これが営々と続いてきて、10年間の時限立法の期限延長がどんどん延長になりまして、これは不条理な制度であるということで、議員、全国の主催地議会の議員の皆さん、そして本町の議員さん方にも御協力賜ったわけでございますが。総務省を何とか動かさないけんということですね。私は、これは廃止してくれということですね、強く訴えてきたわけでございますが。この廃止というのは、もうその使命は終わったでしょということを頭にいつも使っていました。この昭和45年当時というのは、やはりなかなか地方自治体がお金を借り入れるメニューも少なかったということもあったわけで、それを公営競技の売り上げに目をつけられたということでございます。しかし、今この時代はもうたくさんの起債メニューがあるわけございまして。ちょっと言葉が悪いんですが、今日半世紀まで残っておるとするのは、天下り組織が一つ温存されておるといふことしか考えられないわけでございます。毎年2回ほどここ会議があるわけでございますが、理事長が天下って職員が二、三十人おる人じゃないんですかね。ということですね、もうなんとかこれをしなくちゃいけないということで。

今、埼玉の知事が、これは競輪の会長ですかね、されておられます。その埼玉の知事といろいろ話しまして、しかし、あまり乗り気ではないというのは、ほとんどは、これは納付金ですね、最近もう、競艇事業は黒字が多いもんやから、競艇事業、ほとんど競艇業界が納付しておるといふような状態で、他の足並みはなかなか揃わなかったんですが。そこで、直談判をいろいろ各施行者の首長さんをお願いいたしまして、その地域の国会議員の皆さんをお願いして、そして議員の皆さんをお願いして、なんとか陳情してくれということをお願いしたわけでございますが。廃止には、残念ながら廃止にはなりませんでしたが、20%の減額ということですね、そこはいたし方ないかなと思ったわけでございます。これも、ちょうど年末年始の予算の締め切り間際であつたわけございまして、総務省やられたなと思ったわけでございますが。次は、これは早くから、これは早く取り組んでいって、こんな無茶苦茶な交付金制度はですね、早く業界を上げて各団体と協力してですね、早いうちから手を打って廃止という形にすると、去年いくら払ったと言いましたかね、3億2,000万円。取られてしまうんですね、売り上げの中から。まず、そういう金が浮くわけでございますので、売り上げも一生懸命していますが、こういう形の中でですね、不合理なところ改革、今やっておるところでございます。廃止に向かつて、これもまた議員の皆さん方の力がないとこれ、できないと思いますので、その時になりましたら御協力を賜ることになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

本当に国を動かす話であります。やはり、常日ごろから、このアクションはしていくべきと考えますので、施行者の会長として、町長よろしく願いいたします。

続いて繰出金についてでございます。ちょっと私これ、ずっと調べたので間違いがあれば訂正ください。

22年度から27年度末までずっと、芦屋町繰り出しています。22年度が2,000万、23年度が2億、24年度が2億、25年度が6億、26年度が6億、27年度が4億という形で繰り出をしているわけでありますけども、この繰り出し額の算定根拠とでもいいいますか、どのように決まっているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは、財政課のほうから一般会計のほうで言いますと、繰り入れのほうについてお答えしたいと思います。

競艇事業会計からの繰入金については、先ほど議員言われましたとおり、平成22年度の2,000万円の繰り入れを再開して、23、24年と2億円、25、26年度で6億円、27年度以降4億円を繰り入れているということなんですけども、この25、26年度に繰り入れた6億円という分につきましては、退職手当債の繰上償還を行うために、2億円ずつ基金に積み立てるために繰り入れた分と。それを除きますと25年度以降は4億円ということになっているわけですけれども。これは、25年度から競艇収益まちづくり基金を創設しまして、毎年2億円ずつ積み立てるようにしたものでして、これを除きますと残りは2億円ということになっております。

このため、27年度以降の4億円についても、一般財源分としては2億円、競艇収益まちづくり基金に積み立てる額としての2億円というような内訳になっております。

なお、この一般財源として繰り入れております2億円については、特段の積算根拠があるというわけではありませんが、2億円の繰り入れを開始しました23年度以降、この積立金として繰り入れた分を除きますと、毎年、一般財源分として、2億円ずつ繰り入れているというような状況になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

質問は競艇事業が答えるかと思いましたが、権限はないんですね、競艇事業は。繰入額に関して。いわゆるこれ、芦屋町が4億くれ、6億くれ、10億くれと言ったら競艇事業は、今の答弁ではそのように受け止められます。じゃあちょっともう1件質問です。第29年度、財政シミュレーションでは6億円になっておりますけども、これはどうしてでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

それでは29年度分についてお答えいたします。財政シミュレーション報告の際にお示しました29年度の6億円の繰り入れにつきましては、先ほどから御説明しました4億円に加えて、国民宿舎の改修工事を実施するための財源として、別途2億円を繰り入れるようにしたものであるということです。今回の工事につきましては、空調整備の改修工事が主な内容となっておりますが、空調設備の不具合によって、お客様に御迷惑をおかけしているようなことから、早めの対応が必要となっておりますが、この工事において補助金や有利な起債がありませんでしたので、競艇事業会計からの繰入金金を財源として急遽対応するようにしたものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

やっぱり芦屋町の言いなりということによろしいですかね。確かに25年度以降ですね、6億円入る、うわ、すごいと思っていました。でもよく考えると、これでいいのかなというのが私の見解です。というのがですね、22年度、売り上げが264億ですね、芦屋町。合計が場間場外全て、売り上げが549億円の時に2,000万。23年度が総売上が660億円、そこで2億円。24年度、730億円で2億円。25年度、750億円で6億円。26年度、720億円で6億円。27年度、840億で4億円。思うんですけども、やはり、今、町長も、今はいいですよ。しかしながら、やっぱり10年前、思い起こせば、競艇事業100億、150億満たなかったですよ、総売上が。それが今、10年後は840億円まで売り上げを伸ばしている状況。これ10年間で延びたということは10年間にまた下がるということも考えられるわけですね。じゃあ、そうしたときに、いつまでも4億、6億入るか。それを当てにして財政運営をしていいんですか。町長、全国の施行者の会議の時に、競艇の財源、おまけですよって確か言ってたと思います。何か今、話を聞くと、競艇の財源を当てにしている。そういった認識が芦屋町の財政ですよ。競艇の財政を当てにしているという認識がありますけど、それはそれで、今の現状はいいです。

しかしながら、いつ入るか、入らなくなるかわからない、そういった状況でやはり、私は売り上げの例えば1%繰り入れるよ、経常利益の四、五%繰り入れるよ。そういった繰出基準を、芦屋町が6億くださいと言ったら出すんじゃないくて、売り上げに乗じた繰出基準を設定していくべきではないか。そのことによって芦屋町もしっかりと、これしかないんだという中での緊張感を持った財政運営ができます。競艇場もですね、やはり売り上げの何%と決まっておけば、芦屋町から約4億でいいのに、いきなり6億とか言われることもない。やはりしっかりと繰出基準を設定するべきではないかと思いますけども、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まったくおっしゃるとおりでございます。これは長年ですね、競艇事業会計に繰り入れる。これも一つの何ですか、慣例というか、今言われたようにどん底で赤字になって、赤字、赤字ということで、一般会計から何千万円ですかね、4,000万円か何か繰り入れるとって大騒ぎして、「競艇場、辞めれ。」とか何とかいうような騒ぎも、議会でも何人かの議員さんが言われたこともありました。しかし、やはり企業というのは水物でございます。これは、競艇は事業でございますので、いい時もあれば悪い時もある。今はいいですけど、今、議員言われるように、いっどうなるのかわかりません。これはですね。一応、行政どこでもそうなんでしょうけど、10年間シミュレーションというのをしなくちゃいけない。そうした中で、ある程度一定額を、結局大きな金でなく、一定額を決めておったほうが、ある程度の、これが2億入られる、4億入れて、これにじゃあこういうふうに使う、こういうふうに分けるといって、いろいろな入るお金、交付税だとか基地からの交付金だとか、そういうのも歳入のバランスでシミュレーションをして、受け入れて、それを目途にして財政運用をすれば、安定的な財政運営が行政でできるんじゃないかということでやっておるわけですが。今後、今、議員言われたように、ある程度、今、今現在ですね、競艇事業、落ち着いております。一般財源も競艇も基金もある程度あります。芦屋町の一般会計もあります。今、変えるとすれば、今ここでいろいろ、繰出基準を検討する段階に、私も来ておるのではないかと考えております。しかしながら、どういう数値にするかというのは、やはり、いろいろな研究をしなければなりません。高すぎても低すぎてもだめ。それをいろいろな、各場がどういうふうにしているのか。各場がそこまで考えておるかどう、全国です。ある場では、やはり、昔の芦屋のように収益が出たら全部入れておる場もかなり、半分ぐらいいはある。そういうところが。じゃないかと思っています。しかし、芦屋が一度、10年前にひどい目に遭っておりますので、その経験はやはり生かさなくちゃいけないと思います。二度とその轍は踏まないようにということで、意味も含みまして、繰出基準というのは、非常に私は大

事なことではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

そうですね。売り上げに乗じた繰出基準ということに設定すれば、売り上げが多くなれば芦屋町に入ってくるお金も多くなると。ある意味、住民の皆さんのモチベーションも上がるんじゃないか。競艇場を応援するモチベーションも上がるんじゃないか、そういったこともあります。

最後になりますけども、やはり、競艇というのは芦屋町の強みであります。これをしっかりと生かしていくよう、競艇事業局を初め、執行部の方も努力していただきたいと思います。

以上で一般質問、終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。14時50分から再開いたします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

次に9番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。通告書に従って一般質問させていただきます。お疲れのところと思いますが、もうしばらくのおつき合いを願いたいと思います。

まず、件名1でございますが、芦屋の教育にかかわる学校教育の取り組みについて。その中の学力向上策について質問させていただきます。まず要旨1でございますが、全国一斉に行われた全国学力調査の結果と今後の学力向上に向けての取り組みについてでありますけれども、まずは小学校6年生と中学校3年生を対象に4月の19日にこの試験が実施されております。その結果が10月だったと思いますが、公表されていると思います。芦屋町の小中学校の結果はどうだったのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、結果についてですが、芦屋町の教育の指標で、全国平均を上回る6教科を芦屋町は目標値にしております。小学校、中学校それぞれ4つの教科区分がございます。

小学校では国語のA基本、国語のB活用、そして算数のA基本、B活用という形になっております。

中学校も同様で、国語のA、B、数学のA、Bとなっております。この8つの教科区分中、今年度は平成27年度と同様、3つの教科区分が全国平均を上回っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今年の6月に芦屋町教育大綱というのが発行されています。これを見ますと、平成27年の4月に法律が改正されまして、総合教育会議というのが設置されて、町長が教育委員会と十分な意思疎通を図りながら、教育に関する大綱を策定することとしたということが記載されております。この中にですね、学力向上の取り組みというのがありまして、「基礎・基本となる学力を身につけさせ、全国学力・学習状況調査において、全教科で全国平均を上回ることを目標とし、」というのがあります。この大綱を受けて、ことしの何月ですかね、9月ですか、教育委員会が平成28年度の「芦屋の教育」ということで、結構立派な冊子を作成されております。この中身を見てみましたらですね、これもの同じように記載をしてありまして、全教科で、先ほどは、大綱ですと全教科となっていますが、この大綱を受けての「芦屋の教育」ではですね、目標は全国平均を上回る教科区分、今ちょっと答弁がありましたけれども、3教科と言われました。平成27年度も3教科は上回っています。その3教科と今年度の成績等であったかというのをもう一度確認します。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

改めて詳細について御報告いたします。

まず、小学校につきましては、4つの教科区分、4つとも全国平均を下回っております。

そして、中学校につきましては、国語の基礎・基本そして数学の基礎が全国平均を上回っております。なお中学校におきましては、数学の活用の正答率が国の平均をわずかに下回っておりますが、県の平均は上回っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今、ちょっと説明ありましたが、相対的にですね、この学力の目標値には達していないという状況のようでございますが、では、その達しない要因分析をされて、今後の対策を進めていかなければならないと私は思いますけれども、どのように進めておられるかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、要因の検証についてですが、各校の調査結果をもとに、学力向上検証委員会を開催し、各小中学校の状況に応じた課題改善取り組みについて検証を行いました。そして、学校ごとに違いはありますが、主な課題改善取り組みとしては、習熟度別指導の徹底、テストや宿題のやり直しによる学力の定着、授業以外の時間、授業前や授業後を利用した短時間のプリント学習、そして家庭学習計画を策定しての家庭学習習慣の定着などがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今、学力向上検証委員会を設置して検討しとるという話でございますけれども、今の話の中でですね、この「芦屋の教育」の中に、「3 小学校の学力格差が大きくなっている。」という記載がしてあります。これですね。これは27年度の方でできている分だと思っておりますが、去年からわかっているわけですから、じゃあ平成28年度は何らかの取り組みがしてあるのかなと思っています。そこで教育長にお尋ねしますが、各学校に対してどのような指導を校長にしてあるか御説明願います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

声が悪くて申しわけございません。今、課長が申したように具体的な手立てはどの学校も同じようなことをやっています。3 小学校、格差が少し出てきたというのは間違いないことでございます。何よりもやっぱり、いろいろ理由はあるんでしょうけど、学校の先生方が同じベクトルと申しましょうか、この方向に向いてみんなで頑張ろうと。そこが一番大事なことでございますから。そういうことを校長にも指示しておりますし、そのほか特別支援学級に該当する子供たち

もいるようにございますが、そのような実態は、一人一人の実態をしっかり調べて、手立てをするような、そういうことを中心にやっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

これは大事なことですので、毎年、毎年指導していく必要があろうかと思います。今、説明がありました学力向上検証委員会ですか。テストだとか宿題とかプリントとかいうような言葉が出ましたけれども、確かにですね、家庭での生活状況というのは、1回学校から帰ったら勉強を忘れて家でゲームをしたり、テレビを見たりする子が結構多いでしょうし、結構時間も、それに費やしている時間も長いかと思います。そうするとですね、やはり一定レベルのですね、子供たち全部が全部じゃありませんけれど、一定のレベルの、一般的な標準から低い子供たちにはですね、やはり、本当に宿題をしっかり出していくとか、家庭で学習する仕組みづくりを推進をしていくことは非常に大事なことはないかなと私は思っていますので、今後、この件につきましては積極的に進められることを予要望しておきます。

次にですね、教育長にまた、これ、お尋ねですが、ことしの8月、教職員研修会に参加していただきました。その中で、何月、いつされたかわかりませんが、先生たちに対するアンケート調査をされています。そのアンケート調査の結果を私はもらったんですが、今は手元にはありません。その時見てみまして、覚えていましたのは、やはり先生方は非常に忙しいという声がたくさんあったような気がします。そこでですね、教育長の最初の説明の中で、先生方の多忙感を軽減するというで見直していきたいとお話しされたと思います。その後、どのような点を見直しをされたのか、お尋ねします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

目の前の具体的な話ではですね、1つはうちがやっていると言いましょか、主催しているというような形で行事がありますが、大きくは3つほどあるんですよ。その中の1つの、二分の一人式って今までやっていました。これを各学校の二分の一、各学校でやってくださいというふうに、そこはのけました。それが1つですね。

それと、もう1つですね、平成25、26、27年の3年間にわたりまして、県の重点施策という形で、活用する力を定めるという研究指定を受けておりました。これが、26年の中間報告があつて、27年に最終報告をやりましたが、その間に先生方には、何度か公開授業させました

ので、指導案つくったりというようなことであっただろうと。そこはなくなりましたので、まあそのあたりは、具体的にはそこら辺がなくなりました。そのほかはですね、うちがやっているのでは、例えば、合唱祭だとか、それからフォーラム、明日ありますフォーラムと。

合唱祭につきましては、従来どおりやっております。これは、やっぱりこの町の大きな特色でございますから。そして、フォーラムにつきましても、ことしと去年だけは子供たちがかわるシビックプライドという形の中でやってきましたが、そのほかはほとんど先生方がかわっておりますので、直接、教育委員会が主催するような物では、さっき申しました2つだろうと思っております。

各学校忙しいというのはですね、先生方によって同じことをやっても忙しいと感じる人と、充実感を感じる。全く個人差がございます、今回、そのアンケートの中でですね、4点満点のアンケートなんです、4、3、2、1と。そう思う、そうでもない、こうなったときにですね、大体2.7から8くらいの数値が出ているんです。2.5が真ん中です。ですから、忙しいと感じている人と感じていない人、充実感があると、そちらのほう为数としては多いわけですよ。個人個人見ますと、お忙しいと言う方はありましよう。何が一番かというとなんかやっぱり、中学校のほうは部活動が一番、やっぱり大きなウエートを占めているようにあります。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、教育長の答弁でなるほどなと思って聞かしていました。二分の一成人式も結構あちこちでやっていますよね。よく新聞とかその辺で見えています。実態は、今話がありましたように県の重点事業といいますか、指定校といいますかね、やっていけば、確かにそれは学校の科目の重点でしょうから、それに時間を取られるというのは事実だと思っています。それはもう授業ですから、あっても構いません。まあ一つ言えば、心配といいますかね、ちょっと気になることが。芦屋町では、ずっと、「さわやかプロジェクト」ということでうたって、芦屋型小中連携一貫教育と言うんですかね、を推進していること。これについても非常に評価をしております。ただ、やっぱり大事なことは、先生たちがしっかりと授業に向き合えて、生徒と向き合える、そういう時間は非常に大事なことだと思います。

そこでですね、小中学校の、今、先ほど言われました二分の一成人式とか、フォーラムとかいろいろ言われましたけども、そういった合同授業は今わかりました。そのほか不登校への対応、部活動もありますが、こういったことを含めて、要するに授業と授業以外のことに、その先生たちがどのくらいの時間かわかってあるのか、把握してあるのかなと思います。ちょっとお尋ねし

ます。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

では、大きな2点、部活動と不登校対策について申し上げます。なお、今から申し上げる時間につきましては、複数の先生が年間を通じて1年間かかわっておりますので、年間のおおよその延べ時間数と御理解ください。まず部活動についてですが、昨年度は約1万2,000時間、延べでございます。

続きまして、不登校対策ですが、約1,100時間。どちらも延べでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

部活動は学校の正規の授業と言え、そうかもしれません。それはそれで結構ですが。私がちょっと感じとるのは、やはり別の分野でもかかわっている分野がありますので、不登校児童・生徒に対して関心が高いと思っております。ではですね、今、スクールカウンセラーとか相談員さんといいますか、設置をされていると思いますが、実際はその方たちは不登校生徒の家庭に出向いたりしているんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋中学校に不登校対策員を1名、そして教育委員会学校教育課に学校相談員1名を常駐で配置しております。中学校のみならず、必要があれば、小学校にもケース会議等出て行って、個別の対応を行います上、必要があれば、さらに各家庭にも出向いて行って対応は行っております。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

単純に不登校といいましても、非常に時間がかかる話だと思います。そういった、その1つの家庭に行くにも時間がかかるわけですから、ここに先生が行くか行かないかでは大きく変わってくると思います。本来でしたら、スクールカウンセラーというのがそうじゃないかなと思うんですけど、前職が学校教育にかかわった方たちは、非常にそこらあたり詳しいと思いますので、そういう方たちになってあるのかなと思っていますけれども。私が思うのは、先生たちが直接行く

時間が多いのか、スクールカウンセラー、相談員が行くのが多いのか。今の話では先生が多くてスクールカウンセラーが少ないということでもいいですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

スクールカウンセラーはですね、臨床心理士という資格を持った方なんです。これを週に1回しか派遣されておられません。スクールカウンセラーは小学校も中学校も対応してくれていますので、その相談が入ったり、主に子供の相談、心の相談。中には、たまには親の相談。これがスクールカウンセラーの仕事内容です。もう1人、相談員が中学校に1人いますけども、この方は民間の方を入れてますので、ただ非常に専門性が高い、資格は持ちませんが専門性が高い方を1人置いている。この方は、家庭と連絡したり、家庭に行って指導したりしています。もちろん子供の相談も乗っています。先生はどうするのかというと、先生は不登校の場合、不登校気味の子は、朝、門のところにいましたら、車で迎えに行っています。学校に出てこいと言って、連れてくることもあるし、行っても来なかったりあると。そういう対応をしっかりとやっているんです。今はですね、昔は、不登校はもう病気だというような形で登校刺激しなくていいよと言っていました。今は登校刺激を盛んにしていますので。とにかく二日連続して休んだら、さっと学校の先生方が家に行って、登校刺激をして出て来いよという話をしています。いろいろ理由を聞きながらですね、やっておりますので、今はスクールカウンセラーそれから相談員、教員と3者がうまくタッグといいましょうか、組んで子供たちの対応に当たっています。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

私がちょっと聞きたいのはですね、今、3者で対応しているという話ですけども、その中の中心は先生かなと思います。そうすると、先ほどから言っている先生の役割というのは、生徒としっかり向き合う時間をとるというのが大事なことでございますので、考え方として、そういった学習に全力を注がれるようにですね、環境をつくってあげるべきだと思っています。そこから考えると、今の体制でいいのか、いや、もしくは教職員を1人でも2人でもふやしてほしいと思っ
てあるのか、どちらですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、一般的な教職員の配置についてですが、福岡県からの配置に加えて、小学2年生から4年生までは35人学級に伴う講師の配置や小中一貫の講師、少人数講師の雇用を町費で行っております。当然、教職員が多ければ多いほど、生徒一人一人に対応する人数が少なくなって、より充実した授業を行いやすい環境にはなるとは思いますが、今現在の人数で一般的な授業の対応はできていると考えております。それ以外の部分で、例えば、特別支援学級における、サポートする介助員であったり、先ほど教育長が申しあげました不登校傾向の児童・生徒をフォローする相談員や支援員、スクールカウンセラーなどは、確かに十分な体制とは言えないかもしれませんが、現状に即して、例えば、町雇用の介助員の増を検討したり、福岡県への要望を続けたりして、今まで以上に十分な配置は目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

端的に言えば、現場でやれんことではないというニュアンスに聞こえました。必要であればですね、先ほどから出ていますけど、芦屋も教育予算をしっかりとってあるわけですから、その中で、考え方をして、やり方を考えれば、そういうことも可能ではないかと考えています。

では次にですね、ちょっと話がぐっと変わりますが、ここ最近ですね、夏休みを目の前にして、ちょうどその時期だったと思いますけども、県内あちこちでですね、夏休みの期間短縮を導入しているところがいくつもありました。芦屋町としてはですね、この夏休み期間の短縮について検討されたことがあるかないかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私もそういう声を聞いております。それは前提がですね、空調が入ったところ、空調施設、クーラーが。この夏にですね、クーラーを入れたところは、どうやらそういう動きをしているようにあります。芦屋町教育委員会を通してその話を、話題が出ました。どこがやっていますよと。じゃあうちはこの話は一切しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、この全国学力調査で、全国で一斉にやっているわけですから、どこもそこに向かっている

わけですね、目標は一緒なんです。その中で、今ちょっと話しましたクーラー、エアコンの話が出ましたが、芦屋町はいち早くこの近辺では早くですね、教育環境の整備ということで取り組んで、夏休み中に工事をしていました。来年からは寒かろうが、暑かろうがですね、しっかり勉強できる状況になるんじゃないかと、こう思っております。そこでですね、今、聞いたのは、やっぱり学校で学習する時間が多ければ多いほど、私は、学力は少し伸びてくると、学習意欲が増してくるんじゃないかというふうに思っています。学力向上の一環としてもですね、この夏休みの期間の短縮は、私はぜひ早急に導入すべきと思っています。平成29年度からでも導入されることを提案をしておきます。

次に要旨2、ICT教育の導入についてお尋ねをします。平成27年度にICT教育の導入計画が策定されたと思いますけれども、その後の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ICTにつきましては、平成27年度に芦屋町情報教育導入事業計画を策定いたしました。進捗状況についてですが、平成28年度当初予算では、電子黒板やタブレットなどのICT教育機器は、まだ予算化されておらず、新規導入もできておりません。

今現在は、情報教育に係る機材の導入に係る補助金等について、国や県の動向に注視している状況です。

なお、福岡県が平成28年度から平成30年度にかけて、電子黒板の導入に係る補助金を交付することが決定しており、平成29年度に町内の小中学校4校へ、それぞれ1台の電子黒板を導入予定です。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

昨今ですね、携帯、スマホ、タブレット、こういったもの、かなり普及してきております。家庭でもそうだと思います。ICT教育はですね、学校で活用する電子黒板、タブレット等々のですね、教育、それを活用した教育方法であって、児童・生徒の情報力の活用非常に効果があるということと授業への関心が高まっていくんだということを記載してある書物を読んだことがあります。早い話が、勉強意欲も増して、教育力向上も効果が現れてくるんじゃないかと思います。今の話の中で電子黒板だけは、補助金が確保できたという話でございしますが、全体的なこのICT

T教育はですね、私が聞いとるのは1億円以上かかると聞いています。それはとても無理でしょうというのは誰が考えてもそうだと思いますが。そうであるならば、各単町で1億とは大変なことです。私が申し上げたいのは、提案でございますが、そうであるならば、郡内共同による導入方法をとって、お互いが相互利用し合う方法、これを考えるのも一つではないかと思いますが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員のおっしゃる共同利用というのは、郡内で購入してお互いに融通し合うということでしょうか。それとも福岡県や北九州市教育事務所から貸与を受けて、県の備品を使って4町それぞれICT教育をやりなさいということでしょうかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

何か逆質問されましたけど、まあいいでしょう。

二通りあると思います。1つは確かに教育事務所があるわけですから、そこでどんと購入してもらって、後はみんな使い回すという方法もあるでしょうし、私がちょっと言ったのは、あくまで遠賀郡でお互い話し合いして、どこかが1つセット、共同で買うのが可能かどうかはわかりません。共同で購入するのが難かしかったら、単町でどっか導入してそれをお互いが負担し合って利用するという方法、私はそれを考えております。

○議長 小田 武人君

ちょっと待ってください。先ほどの学校教育課長については、反問権の許可を受けた後にああいう発言をするように。気をつけてください。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

失礼いたしました。課長、ちょっと勘違いしたようです。

学校の場合はですね、教育課程は決まっているんですね。ほぼ、どこの学校も同じようなペースで進めております。学習指導要領が決まっていますから、1年間でこっだけやりましょうと。そうすると教育機器を使うのも、どこが使っても、ほぼ同じように使いたいところ、単元が決まっていますから、それはまず物理的に無理だろうと。ですから、やっぱり各学校が持つことで、しかも、いつでもどこでもと言いませんが、いつでもさっと使えるから効果があるんで。うちも

ですね、平成21年でしたか、1台ずつ学校に入れたんです。たった1台で使いにくいんです。動かしたり何たりすることは。この重たいものを。そこで利用率だって低かったんですが。やはり一番望ましいのは、各教室に1台ずつ電子黒板が入ると。そして先生がいつでも使えるというのは、いつでもいいと。しかし、そこはなかなか、それでもかなり経費がかかりますから。とりあえず、今、課長が申しました29年度ぜひ入れていただきたいと思っているのは、せめて各段に1階に1台。そうすると横に動かせます。階段を動かすのは非常に難しゅうございます。ということで、今、共同で使えるというのは、ちょっと無理だと思っています。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

提案したのが、拒否されましたけど。仕組みですから、そういうことになっているんだと思います。ただ、やはりですね、この時代の流れというものがあります。でも、私、言いました芦屋町でも1億円かかるということのは、全国だったらすごい金がかかるわけですから、国の予算がつくかといったらとんでもないと、多分難しいと思います。そうすると、芦屋町は先ほどの質問でもありました中で、やはりボートの収益、ボート事業からの繰入金、これが2億円の教育基金という話がさっきありました。教育と福祉は行政の施策で中心です。その中で必要であるならばですね、導入をしたらいいんじゃないかと思いますが。現在、平成28年度でも27年度でも結構です。財政課長にお尋ねしますが、教育予算というのは大体年間いくらですか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

27年度決算の数字でございますが、12億9,900万ということで約13億円になっております。ただし、これには給食センターの建設費用等、投資的経費設計費の大型事業が含まれておりますので、経常分としてはもう少し低い数字、10億円前後になろうかと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

結構、13億とは大きいなと思いますけど、投資的経費設計費が必要になっていきますので、ソフト部門といいますか、そこらあたりが実際どのくらいかなというような、ちょっとわかりません。いずれにしてもですね、必要最小限といいますか、やるべきことは、いずれしていかないかんとしょうから年次計画、計画的な導入というのは必要かと思いますので、そういうものを念

頭におきながらですね、やっていただきたいと思います。

次にですね、学習指導要領というのが改正されて、平成32年度からですね、小学校5、6年生では英語科授業、3、4年生では外国語活動が行われるということになっています。実はですね、10日ほど前になると思いますが、筑豊のですね、宮若市、若宮小学校、昔の若宮小学校がですね、テレビに出ていまして。私このようにすぐ撮りましたけど、毎週3回、正規の授業の前15分間、ずっと英語の勉強をしておるのが流れていました。確かに、今、国際化時代でするので、外国人と今から接する機会がたくさんふえてくるということですね。オリンピックのときは4,000万と言っているぐらいですから、こちらのほうにもかなり、そういう体験する人が出てくるでしょうし、成長すればいろいろな状況、中央に出て行く人もたくさんおるといいますけれども。そういったことを考えていくとすれば、やはり、早い段階から英語、英会話に慣れ、英語を話せる力ですね、をつけさせるべきだと私はこう思います。私ももうちょっと勉強しとけば、今、ここにおらんで済んだかなと思っていますけども。いずれにしても英語教育導入については、そこまで差し迫っていると思います。教育委員会として、教育長としてどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

議員おっしゃいましたように、文科省は、30年度から、現在小学校5、6年生に英語教育をしようと。今、あっているのは英語活動なんです。外国語活動と言っています。活動ですから、言語を大事にしましょう。だからコミュニケーション能力をしっかりと育てましょうと、今やっている英語活動でございます。ですから学校に行くと、リスニングとヒアリング、聞いて話す。これだけで楽しい。これの効果は確かに、今、外国人のALTが入っていますから、確かに子供たちの耳はよくなったというふうに、そして子供たちは大変喜んでいます。楽しいと。ここまではいいのでございますけども、これが英語教育になりますと、今の教育ですから、今、中学生がやっているような形が今度降りてくるだろうと。まさしくここで文字が出てまいります。ですから単語覚えたり、しなくちゃならないと、こういうことが出てまいりまして、そこが大きく違ってきます。英語活動と英語教育の違いはそこにあります。

それからもう1つはですね、今、授業時数と申しますと、月曜日から金曜日まで6時間フルタイムとって30コマ、1時間目、2時間目と30あるわけでございますが。今、大体28から29コマもう使っちゃっています。小学校5、6年生に70時間、今35時間を使っています。年間35時間、小学校の5、6年生は英語活動やっていますが、もう1時間ふやせということなんです。それをどこにとるか。宮若の話でございますけれども、今、文科省は盛んにとれませ

んという、現場の声、とれませんと言うけど、今一緒に15分間ずつ帯にとっていったら、1週間に45分になりますかね。そういう形でとれんかとかいう話してございます。それだとか、土曜日授業の中でやったらどうかとかいう話が出ています。さらには、夏休みも短くしたらどうかとか、こういう話も出て回ってるんですが、非常に問題が多いんだと思っています。例えば帯でとる場合ですね、今、各学校は議員が最初におっしゃいましたとおり、学力調査の中で算数と国語がこんなふうに点数が生で出てくるものですから、どこもこのことに一生懸命になっているんです。その15分間の中で。朝、ドリルを、算数を入れたり、国語は漢字を入れたらとか。じゃあそれはどうなるんだと。そこに英語を入れたらどうなるんだと、こういう話で、現場はどれもそう言っています。それが1つあります。

それから、土曜日授業、これはまだ土曜日授業をやっているところとやっていないところがあります。やっていないところ大部分でございます。私のところは小学校10日間やっていますから、これも今の土曜日授業はそういう教育課程の中身、例えば時間割の中の算数と国語をやることじゃなくて、ICTの危ないことだとかですね、情報教育はどうだとかそういう、そして親と一緒に見てくださいというような、そういう教育課程外のことを中に入れているわけですが、そうすると土曜日授業を、土曜日使ったらどうかといってくると、今の学習指導要領なり、文科省がしようとしたことがちょっとずれてくると。学校週5日制がずれてくる、ということが1つ。

そういうもろもろですね、非常に問題が多いんですけど、今回の学習指導要領はまもなく、32年から出て、きちっと実施になって、2020年はオリンピックを契機に英語活動しっかりやろうというふうに文科省は言っていますけども、これ非常に難しいんですが、決まっていますから、やらざるを得ません。だから、どこに組み込んで、もう1コマふやすということなんで、これから、これを今から学校と相談しながら、それぞれモデルが出てくるんでしょうけど。本当に、実際にできるかどうか。時間的なことはとれるんです。

一番おもしろいのはですね、例えば、帯でとるとしますね。それと、もう1つ問題がですね、先生方免許がないんです。英語の免許、持っておりません。免許がないのに、免許外の授業をしていいんかという話が1つあるんです。今、文科省も一生懸命、早目になんとか認定しようとして努力しているようですけど、まだ全然動いていません。免許を持たない人が授業していいかという話が1つあります。

それと、もう1つは、そういうALTみたいなじゃなくて、地域にいろいろな英語のしゃべれる人がおったら、その人に入って助けてもらったらどうかという。これは全国比べますと、東京都内にはそんなんがおるかもわかりませんが。大学生が近くにおります、海外転勤していた人がおりますとかありますが、なかなかそれも全国には通用しない話でございます。そういう中でどうやって英語教育をやっていくか。時間だけとるとするのはとれるかもわかりません。しか

し、本当に英語活動、英語教育というのは身につくかどうか。これは非常に大きな問題があるだろうなと思っていますが、今、から研究してですね、そうはいってやらんわけにはいきませんか。やる以上は一生懸命。今、芦屋でも、中学生ですけど、英語検定をしっかりと頑張ろうと、検定の率を高めていこうと思っていますけども、そういうことで一生懸命努力をしたいと思いますが、なかなか課題が多いということだけ、ちょっとお知らせをしておきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

確かにですね、1日の先生の勤務時間とかいうのがあろうかと思います。この前、若宮小学校を見てましたら、先生が応対していました。インタビューに答えていました。「私が小学校の教師になったのは、英語が嫌いやったからなった。」と言っていました。でも、英語を教えている。今聞いて資格を持ってあったのかなと思っておりますが。いずれにしてもですね、こういった状況が来たわけですから、私が申し上げたいのは、たまたまさっき言いました、一番最初出ました、教育長の話に出ました、いろいろな小中連携一貫教育、これ、結構でございますが、今ですね、こういう時代だからですね、この事業をやっていることの見直し、先ほどちょうど町長言われましたよね、メモっていますが、地方創生に関することを主体にやっていくので、今までやっている事業を見直しをするようにと、先ほどちょっと言われました、伝えとるという言い方をされました。まさにそうだと思います。だから、教育予算、先ほど聞きました。教育予算の中でいろいろなやっぱりスクラップ&ビルドということがありますもんで、これを今、求められているんじゃないかな、とこう思っております。そういったことをすることによって、先生たちの多忙感も軽減を図ることも可能かと思えますし、いろいろな英語教育はA L TそれからI C T教育、いろいろと課題はいっぱい出てきておりますが、いずれにしてもこの学力調査というのは、これは試験ですからいい時も悪い時もありますよ。それを重々わかっております。でも、要は全体の底上げをするためにどのようにすればいいのかということをもう一度教育委員会で、内部でですね、いろいろな話し合いをされ、事業を見直していくということを期待しておきます。

今後ともですね、終わりになりますが、今後もこの教育大綱で示された目標、これは芦屋の教育にも書いてありますが、この県全体の目標というのは最低レベルだというふうに、私は思っておりますので、これに向かってしっかりとですね、進んでいっていただきたいと、このことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、5番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

5番、刀根でございます。質問通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

件名、これはマスタープランに基づく内容でもございますが、元気な芦屋まちづくりに向けた取り組みについてというもので、要旨といたしましては、4点ございます。

1点目が総合振興計画における後期計画は、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」をテーマとして、各分野において取り組んでいる。この中で大きな障害となっているのが、情報提供のあり方と自治区の未加入率が高いことが挙げられる。また、地域内における高齢化をいかに円滑に乗り切っていくかが、これからの施策いかににかかっていると言えます。つきましては、次の事項についてお尋ねするものであります。

①さきに質問のあった個人情報の取り扱いにおいて自治体間に違いがあります。芦屋町においての事務、特に防災対策や福祉施策などを、この個人情報が地域ニーズとして非常に高いものがあるわけですが、円滑に進めていく方法をどのように考えているのかについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、福祉課で地域に提供しています個人情報について、現状を説明申し上げます。

福祉課において提供しております情報は2つございます。1つは、民生・児童委員へ提供しています65歳以上の高齢者の氏名・住所・年齢・性別・世帯主、配食サービスや緊急通報システム等利用しておられる福祉サービスなどを記載した高齢者名簿でございます。民生・児童委員によって高齢者を見守っていただくためには、これらの情報は不可欠であり、今後とも情報を更新しながら提供していく予定としております。

次に、防災対策として地域へ提供していますものが、平成27年度から自主防災組織または自治区へ提供しています避難行動要支援者名簿でございます。

この名簿を地域などへ提供した背景は、災害対策基本法が平成25年に改正され、市町村に地域への名簿提供などが義務づけられたためでございます。提供しております名簿の概要を説明しますと、要介護認定や障害者手帳をお持ちの方、あるいは独居の高齢者など、災害に備えて何らかの配慮が必要な方、約1,200人に対して、地域への情報提供に同意していただけるかの意向を調査し、同意いただいた方を避難行動要支援者名簿として作成し、お住まいの自主防災組織の会長または区長、民生・児童委員などへ提供しており、平成28年6月時点では937名の名

簿登載者がおられます。

名簿には、氏名や生年月日などのほか、避難時に配慮しなければならない事項、緊急連絡先なども記載されております。また、地域の方々が個人情報に適正に取り扱っていただくため、芦屋町個人情報保護審査会に個人情報の取り扱いや研修など一連の手続、個人情報保護などの対策を審査していただいた上で名簿の提供を行っております。

平常時から名簿を地域へ情報提供していることによって、高齢者などの見守り、急病を発症したときの緊急対応などに役立っているということも伺っています。

今後の地域への名簿提供につきましても、毎年情報を更新しながら行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

個人情報を主管しております総務課につきましては、住民情報等については、現在、提供していないという状況で、災害対策におきましては、福祉課のほうでこの災害対策基本法に基づいて出しているということが、今の現状になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今、私、区長をやっておりますけれどもね、いろいろな、例えば、防災対策もしくは福祉の関係で説明がっております。その中では、実際の大君地区という格好の中に、実情を申し上げますと、約30%弱の方が区に入って、70%強の方がですね、区に入っていないという実情がございます。同時に今、福祉課長のおっしゃった937名といったところについても、全員じゃないんですね。そのところの一部の方、いわゆる同意を受けた方の人数ということで、まだまだ隠れた部分が相当あります。実際に、これからの社会ということで、大きく変わってきつつあります。そうしたときには、やはりこういった内容についてはですね、個人情報というものは、その中間の世話をする方がないことには、なかなかいろいろなところでできないと。対応ができないということから、自分のところの地区の中で試しにやってもみたんですけども、なかなかそれがとれないというのが現状です。つきましては、今後の個人情報保護条例の利用及び提供ですね、その制限はどうなっているのかについてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

個人情報保護条例の利用の制限について、ちょっと御説明をいたします。利用及び提供の制限につきましては、条例の第9条「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」という形で、その場合として6点挙げられております。

(1)本人の同意があるとき。

(2)法令等に定めがあるとき。

(3)出版、報道等により公にされているとき。

(4)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5)当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に外部提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき。

(6)前各号に掲げるもののほか、実施機関が芦屋町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認められるとき。という形の中で定められております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

個人情報保護条例第9条第4号、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」を根拠に情報提供を自主防災組織にできないのか。K市につきましてはですね、この内容を根拠として、住民情報を防災組織に提供しているようだが、芦屋町でも考えられませんか。以上についてお答えください。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

刀根議員が言われましたこの根拠をもとにして、古賀市のほうが情報を提供しているという形の中で聞いております。この情報提供の経緯につきましては、大規模災害発生時に、道路・電気・ガス・水道などのライフラインが寸断されるとともに、市内各地で多発する被害に対応するため、発生直後の公的な活動は著しく制限されます。そのため、一人でも多くの生命と財産を守るためには、各家庭における日ごろの備え、自助や近隣住民による地域活動の共助が必要です。

一方、都市化の進展化に伴い、隣に誰が住んでいるのかわからないほど地域のつながりが希薄化している現状は、避難行動に支障を来す恐れがあります。これらの課題を解決するため、古賀市では全世帯の住民情報を協定締結した自主防災組織に事前に提供をしているようでございます。提供している情報につきましては、住所、年齢、性別、世帯主の情報です。この情報を提供するために、古賀市世帯住民情報台帳の自主防災組織への提供に関する要綱を制定し、個人情報保護審査会に諮問を行い、答申と提供に際しては市民への事前周知を図ることを条件として、外部提供が認められております。

芦屋町においても、古賀市のように自主防災組織への提供に関する要綱を制定し、個人情報審査会への承認を得れば、可能ではないかと考えます。ただし、芦屋町でこのような要綱を制定するかについては、情報を保持しております住民課や情報提供を受ける自主防災組織と十分に協議を行い、自主防災組織がこのような情報が必要であるとの要望があれば、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今、具体的にですね、自治体によってはですね、そういった住民の生命等を守る上でですね、情報提供しているといったところでございました。この情報っていうのは、非常に難しい分野がございましてはですね、この情報というものを適正に管理し、事務の推進に向けて今後どのような方針を持って進めていこうと考えておられますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

情報の適正管理につきましては、条例に基づき、各所管課で新たな個人情報取扱事務を開始するときには、あらかじめ届け出を義務づけておりますし、個人情報を目的外または外部提供するときにも、届け出及び誓約書を取り、情報を適正に管理するようにしておりますし、内部でもきちんと個人情報の取り扱いについてはやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

仮にですね、今、問題として出されましたのが、防災組織という格好の中で出ています。この

情報というのは、今後出てくる地域包括ケアとかそういったものに対してもですね、これは、実は、大君地区の中で実際に起こったことなんですけども、区に加入されていない県営住宅の方がですね、やはり孤独死されているんです。そういった情報すら、一切、区に入っていないからということで、入っていない。最近、顔を見らんやったですね。といったところで、初めてわかってくる。ですから、やっぱり地域の中でそれを全体的に進めていくという形の中ではですね、この情報が一部の者じゃなくて、全体的にある程度それを、事業実施をやっていく方々に広がっていく。そうした場合に、仮に組織以外に情報提供をする場合、どのような対応を行っていったらいいのかということにつきまして、お答えいただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

外部に提供、自主防災組織等、もし提供する場合でしたら、きちんとやはり協定等締結し、災害時要支援者の名簿の提供とリンクするかと思いますけれど、やはり個人情報に関する取り扱いや、管理の仕方等々きちんと説明した上で、情報提供していくという形で、多くの方々に情報が漏れないような形で、こういう個人情報につきましても、災害に対して自主防災組織に配りますよという認識のもとで活用していただくという形で、していただきたいというふうに思っておりますし、台帳につきましても更新をするというときには、その台帳を返却していただいて、新たな台帳と差しかえていくというような形で、適正な管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

かなり、私も御質問していきながらですね、やはり、必要とするその情報については、ニーズが高いわけですから、そういったものができないんじゃないかと、どうしたらやってもらえるのか。そういったところも住民目線のところでね、考えて事務を進めていただきたいと思いますし、同時にそれを提供された側もですね、やはりそういった方々の研修を徹底的に理解さし、そしていみじくもそれが漏洩するようなことのないような対応をですね、その方々に指導していただければよろしいかと思います。以上もちまして第一点目の部分につきましては、終わらせていただきます。

今回ですね、この質問をするところの部分で、何でかというところで、先ほども、松岡議員さんも一つの地域のニーズにという所の部分で、話をされました。聞きながらちょっと違和感があ

ったので、私もちょっと調べさせていただきましてね。そして、これ実際に自治体間でやっているとところもあるんだといったところで、一般質問させていただいております。前向きにですね、できるだけそういったことで不正が起こらないような対応というものを考えてまいりますので、ひとつよろしく、前に進めていただきたいと思います。

次にですね、2点目、現在、社会変化ということで、特に芦屋町につきましては1, 161名の減少ですよという質問も、行政報告の中で、国勢調査の中でございました。やはり、人口減少策という格好の中で、住宅建設補助や家賃補助など7項目ぐらいのところですね、手を打っておらっしゃると思います。つきましてはですね、その効果と住宅政策として、町営住宅の建設を今回、後水のほうに予定32戸あるわけですが、この事務の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず第一点、これ、1点、2点、というのがですね、絡んでおります。つきましては、平成27年度着手した住宅関係助成について、27年度、28年度、現在までの件数と金額。また、2点目が、空き家対策として27年度、28年度、現在までの件数と金額。これを1点としてお答えしていただいて結構でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、企画政策課の所管のほうで、戸建て住宅を取得された方に固定資産税相当額の商工会商品券を交付するという定住促進奨励金ですが、27年度は74件、483万3,000円を交付しております。28年度は現在申請を受け付け中のため数字的なものは紹介できませんが、当初予算ベースでは138件、827万4,000円の予算となっております。

効果的なものですが、少なくとも予算ベースでは約140世帯の定住につながったこと、奨励金相当額の税収、つまり自主財源がふえたということが挙げられるかと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

健康・こども課におきましては、平成27年4月より、芦屋町新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助制度をスタートいたしました。27年度の交付状況は、新婚世帯が13件の210万円、子育て世帯が5件の26万円となっております。また28年度分につきましては、年度分を一括交付いたしますので現在実績はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

地域づくり課では中古住宅解体後の新築住宅建築補助金がございます。これは、平成27年度の実績が1件で90万円、28年度、現在までに2件で180万円です。それと、老朽危険家屋等の解体補助金につきましては、平成27年度が10件で438万3,000円、28年度現在までが13件で594万8,000円。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

先ほどこの内容の部分についてはですね、そういった内容で取り組んで、約百四、五十件くらいのところでですね、定住促進を図っているという形になろうかと思います。しかしながら、実質は、毎年250人ぐらい減少しているということを考えますと、こういった施策を展開しなければ、実際は400人弱は減っていくんだと。この傾向というのは、やはり団塊の世代というものが終わっていくまで、あと20年強ですね、以上は続いていくものと。そうした中で、いわゆる人口増加策とか、そういったところでやんなくちゃならないわけです。特に私がこの点で感じたのは、実際に各世帯間を回っていくときに、芦屋町って本当に空き家が多いね。高齢者が多いものですから、今まで例えば老老世帯であったものが、単身世帯に変わり、また、単身世帯の方が亡くなって、いわゆる子供さんのところで出て行ってということで、空き家になったといったところと合わせて、何と申しますかね、アパートというんですか、このアパートというのもですね、かなり古いところはもう全体の、そうですね、六、七割が空き家で、入っているのは数戸といったアパートがぼろぼろあります。そういった状況からですね、これは芦屋町の住宅政策として、これは本来的に、今、後水住宅として32戸、これはもう一つの建てていくという計画ができておりますけれども。それからこの計画をずっと詰めていったスタートラインというのは、実は昭和63年度に町営住宅がもう建てかえできる年度に達しましたよと。じゃあどのような格好でやったらよろしいでしょうか、というところの部分で受け継いできて、そして今の浜口8街区にあるような緑ヶ丘というのが建ち、そして後水が建ち、全体数、いわゆるこれが郡内の中で極めて率が高いといったところからの発想ではないかと思うんです。

その原点というのは、やはり地域の中で地域活動ができる、そのためのところの部分で、これは以前のところなんです、昭和五十六、七年ぐらいだったと思うんですけれどね、今までは老人単身とかいうのは入居できなかったんです。ところが人数がふえてきたものだから、法律を変えて限定入居という形の分の考え方を法改正しているんですよ。合わせて、やはり町営住宅とい

うものが低所得の方で、しかも住宅困難な方というものに限って提供し得るといったところから、一定戸数というのは、実はこの団地の流れについては1戸ですよ、後は世帯向けですよ。という位置づけが実はあったんですね。ところが、今その辺のところの部分で、ちょっと見えてきませんので、法改正があったかどうかわかりませんが。実はこの分を調べていくときに、公営住宅法というものをインターネットから打ち出してきました。久々読んだんですが、大きく変わった内容というのは、やはり災害対策とか難民の関係で法改正が大きく変わっています。それ以外のところ、取り扱いの部分については、いわゆる今まで第1種、第2種というのが分かれて建った。それが分かれて建つことによって地域がうまくいかなくなるよということで、混在型に認めたというふうな分野であると思うんです。これが見落としがあったらいいけませんので、特に大きく変わった内容についてですね、お尋ねしていくことになるかと思いますが。

次の3点、町営住宅の建設における鶴松、後水住宅の現在の事務進捗状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

平成24年3月に策定した芦屋町町営住宅長寿命化計画にある、公営住宅等における建てかえ事業の実施方針に沿って進めております。

実施方針につきましては、老朽化が激しく、防災や耐震性などの面からも、早急な対応が必要な鶴松団地及び後水住宅を対象に統合建てかえを行うこと。建てかえ先は、後水住宅用地とし、公営住宅32戸とすること。既存入居者の一部は建てかえ住宅へ転居とすることなどとなっています。平成24年4月13日に行われた議会全員協議会にて、この長寿命化計画を配付し、報告、説明をさせていただいております。また、平成25年度に鶴松団地、後水住宅統合建てかえについて、住民説明会、住民の意向調査、仮入居等についての調査を行い、平成26年度、住民の移転、後水住宅解体に伴う実施設計。平成27年度、後水住宅解体工事、新団地の基本設計を実施しています。

今年度に入り、議会へ基本設計及び今後のスケジュールを報告説明させていただいており、現在、実施設計を行っている状況です。今後につきましては、29年度に工事着工、30年度に工事竣工、入居開始のスケジュールとなっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今、御説明ございましたけども、この内容につきましてはですね、今度は後水の部分と鶴松の平屋建て住宅ですね、その辺の事務の進捗状況について、かいつまんで御説明願います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

後水住宅につきましては、平成25年度に後水住宅の統合建てかえについての住民説明会を行っております。その時に、内容といたしましては、現在、後水団地に入居中の皆様には、ほかの住宅への移転をお願いしますと。その後、新団地の入居を希望する方は新団地へ移転します。新団地の応募者が多数の場合は抽選となりますという説明をしております。

その後、鶴松団地のほうにもこの説明を行い、住民への移転の意向調査を行っております。後水住宅の団地の方につきましては、移転希望者が19世帯っております。それから鶴松団地のほうにつきましては、今現在36世帯あるんですが、あまり後水住宅のほうに移転する希望者が少なかったということになっておりますので、それを受けまして、32戸あるんですが、後水住宅の19世帯が全て戻ってきても入居が可能となることがわかりましたので、後水住宅の方の移転交渉ですね、行う際には後水住宅のほうに希望があれば戻ってこれますよという説明をして、移転交渉を行って、全ての方が後水住宅から移転をされたことになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

ちょっと幾分かその分と違う部分が、実は、今、聞きながらあったんだけど、それはもういいです。過去のことはね。ただ少なくともね、ここの公営住宅法上に、町営住宅というのは住宅の困窮者に対して、所得の一定の要件を満たした方について提供し得ますよといったところの考え方と、もう1点は一つの優先入居的なものという格好ではですね、ここで上がっているものは、基本的にはですね、母子世帯、その所得制限内にあるもの。もう1点は、老人単身か。単身世帯の部分についてもですね、認めているんですよ。ですけども、これはあくまでも限定した住宅ですよというものの考え方で、当初、説明の中でね、優先的にという考え方の部分はなかったはずなんですけど、それがいつの段階でその優先入居に変わっていったのか。そしてその根拠はこの公営住宅法上、町条例上の部分で、何条によってできていくのかっていうのか理解できないので、その辺のところをちょっと教えていただければいいかと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今、言われた優先入居じゃなくて、建てかえ入居ということになります。これにつきましてはですね、芦屋町町営住宅設置及び管理条例第6条のところに「入居者資格の特例」という言葉がうたってあります。案があります。第6条になります。それを読み上げます。「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込をした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。」この前条につきましては、入居者の資格のことをいっておりますので、これでその者については資格があるということになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

まだちょっとよくわかんないんだけど。それがいわゆる建てかえの条件で優先的にそこに住みかえができるというふうに解釈できるんですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今のが入居者の資格のところになります。

次に言いますと、次の部分になりますね、どこに入るべきかという所。そこはうたわれておりませんので、そのため長寿命化計画によって建てかえ事業の実施方針を決めて、後水住宅の既存入居者が戻り入居ができ、鶴松団地の既存入居者は建てかえ住宅へ転居することができるよう定められています。ということになります。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

基本的にね、ここのところで考えているのは、住宅を建てていくというの中でもですね、この地域のところの部分を加味したところで限定入居という考え方が生まれてきたわけですね。その説明会の部分の中でもですね、基本的には、もうお宅は優先入居の住みかえで帰れるということを書いてないんですよ、実はね。そしてその上で、あくまでも抽選となりますよという言い方の部分しか捉えきってないんです。ですから、前入居者の部分についてはね、私はここを出るんだけど、ここ入りたいんだけど。という格好に出たときに、総戸数がそうになってなかったもん

だから、これは抽選になりますよということで、それはそれでも妥当な措置だなということでお伺いしてたわけです。ところが、いわゆる老人单身の方が今回聞いたところ12世帯ですね。そのところの分で、この今回32戸のうち、いわゆる狭い部屋と言うんですかね、部屋数はどのくらいあるんでしょう。広い部分の分については、どのくらいあるんでしょうか。32戸のうち。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

すみません、ちょっと資料持って来てないんですけども。狭い、広いで言えばですね、24戸が狭くて、8戸が広いという形になります。確か3LDKと3DKだったと思います。狭い方が3DKと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

老人単身世帯の場合は、先ほど言いましたように、限定入居というところですから、その狭い3DKであったとしても、それは提供し得るんですかね。要は、町が位置づけすれば提供し得るかどうかという問題が出てきている。これはですね、やはり私はこの一つの法の精神ということで、あくまでも住民の方々が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備しということで、これを住宅に共する場合に住宅困窮者に対しての定額所得者に対して、賃貸しまたは貸すことができるですよというふうな形でしか読めないんです。既に、もう移転のところの分はですね、住宅困窮者というのはたくさんおらっしゃるわけだから、その中の同一、同線にあるのかなというふうな解釈しかとれないんですけど。これはまだ私も勉強不足がありますのでね、よく調べた上でやります。ただ、ここの住宅政策上の部分で見たときに、1つの枠の中に、老人単身世帯が集中して集まる。そうすると、それは自治活動的な部分、これは、自治活動の中には区の活動と自治会の活動というものがあるわけです。そういったものに対して、1つの政策的な部分という格好の中でですね、ここの団地については、この棟については何戸までが限界ですよということで限定して、指定していくという形になるわけですが。この辺については、今、どのような処理をされていますでしょうか。あわせて今の緑ヶ丘8街区に建った何といいますかね、緑ヶ丘住宅と言うんですか、そこのところで第一浜口、第二浜口ということで撤去されたときに、老人単身者というのが大体どの程度いて、そして何戸入っていますよというところがお答えできればお答えください。分からなければまた後日で結構でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今のお答えですけど、この要旨の④のところと一緒にような形で答えさせていただきます。

限定入居のことを言われていましたので、まず、限定入居ですが、従前も現在も単身、障害者向け等の家屋のことなんですが、限定入居として位置づけは、位置づけられておりません。限定入居につきましては平成9年の町営住宅法改正に伴い、これまでの第一種、第二種住宅の区分が廃止され、入居者の収入基準が月額20万円以下に統一され、限定入居の取り扱いがなくなったために廃止されています。限定入居とは単身者などに位置づけではなく、収入基準額のことを書かれていましたので、全く別物だと思われます。

それでは単身者、障害者の件につきましては、町営住宅管理に関する内部規定及び事務要領にて定められております。この要領は昭和57年に施行され、平成19年に全部改正されています。改正前の要領では、単身者向け住宅として平屋住宅のうち2K住宅157戸、鶴松、高浜、浜口の団地が入居できる住宅として指定されていました。しかしながら、単身向けと限定することがかえって世帯入居希望者を制限することとなるため、単身でも世帯でもどちらでも受け付けられる住宅として単身入居可能住宅と改正されています。現在、単身入居可能住宅は、鶴松団地57戸、鶴松中層団地B棟の16戸、緑ヶ丘団地1棟、2棟の48戸、山鹿団地14戸が指定されています。

次に、障害者についてですが、改正前の要領には何も記載はされておらず、特に対応はしていなかったようですが、現要領では、「当選者の中に高齢者又は障がい者世帯がある場合は、他人より優先して入居先を決定する場合がある。」と規定されています。また、新緑ヶ丘団地の2室を車椅子住宅として指定しており、一般募集とは別枠で応募を受け付けることになっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

これはまたもう1回、後でお尋ねしますので、現在いわゆる鶴松と後水という格好の中で、空き家というんですか、建てかえをやっていこうとしたときに、総戸数という格好の中で、後水は24戸だったんですが、鶴松は何戸だったんですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

鶴松団地、簡平という平屋住宅なんですが、戸数が57戸です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

そのために、現在いわゆる町営住宅というのをずっと募集してなかったと思うんですね。現在の空き家 24 戸と 57 戸の部分でどの程度の空き家を確保されて、その部分を移していったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

空き家の確保につきましては、緑ヶ丘団地の空き家が出た場合に公募を行わずに、この移転交渉する先の空き家としておりました。実際、ちょっと数字は持ってきておりませんが、移転された方が何人おるかがちょっとわかりませんが、多くの方は高齢の方がいらっしゃるので、その条件として、1 階、2 階の低層階、もしくはエレベーター付きの団地を希望される方が多いです。そこに空き家ができた場合に、まずそこに移転される、してもらえるかどうかの交渉を行い、交渉がうまくいけば、入居前整備を行って移転をしてもらっているのが今の現在でございます。先ほどの鶴松団地なんですけど 57 戸あるんですが、今入られている方は全部で 36 世帯まだいらっしゃいます。ちょっと高浜団地のほうが数字がありませんのでわかりませんが、以上になります。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

問題はこの 36 戸のうちに、いつまでに退去をしてくださいというふうな勧告、これはどのようにとり決められて進められておりますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

実際には何年度までに出てくださいということはやってはおりません。決めてはおりません。今の計画上では。そのかわり空き家が今現在、行ってもらえるような空き家がないために、残っているのが現状です。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

じゃあ、出て行こうにも町営住宅に空き家がないということがというふうに聞こえたんだけど、私がいわゆる、そういった空き家の部分については、回った時に町営住宅の空き家というのは、ぼろぼろあいているわけ。何でこんなにあいているのと聞いたら、これは移転のための空き家確保ですよ。そうすると、公募をかけていない期間というのがどの程度あるのかなといったところも、ちょっと引っかかってきたんで、これは略略ですね、今後のところで、今回それを進めよったら時間がないので、この点についてはここで切らせてもらいます。

そして次のですね、ところの部分で、今度はもう一度この内容につきまして話をさせていただきますが、最後にこの内容の部分で町長にお尋ねしたいんですよ。やはり、一つの建てかえをやっていきますと。そこに一定の方が集中して来たときに、地域の活動というのは非常に疎外されてまいります。ですから、そこに住宅の政策的なものというのが考え方として必要で、ある程度戸数の制限とかこれ何戸までが全体の2割までがいいですよとか、そういった枠決めが必要だと思うんですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとどのように答えていいのかちょっとあれなんですけど。結局、簡単に、シンプルに考えれば、あそこに後水住宅、もう老朽化で建てかえますよと。じゃあその方たちはどこかに住まい、緑ヶ丘、今言われたように緑ヶ丘の第5棟とかそういうところにはもうあいていても、ちょっとそういう人たちの計画がもう前もってあるので、どうぞという形で仮住まいです。それをその方たちが希望の方はどうぞ。いやもう自分は帰らん、向こうに。そういうことをですね、制限ができるのかな。制限できないと思うんですよ。だからその辺の、言われようことが、私、今ずっと聞きよったけどあまりよく理解できなかったんです。何をその、申しわけないんですけど、何を言われんとされようのかというのがちょっと理解できなかったもので。ちょっとこういう答弁で申しわけないです。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

やはりですね、住宅問題というのは地域が活発に活動し得るかどうかという観点に立って、一応それが許容される範囲の中で、一応、例えば老人単身とか、そういったところにやらないと、一つに集中されるとですね、なかなか難しい問題が出てくるんですよ。

以前は一つの限定入居とか、そして、例えば災害時とかいう部分についてはですね、特例入居ということで、町長の権限でポンとやれるんだけど、基本的にそこに集中しない裁量と。これ

が平成１７年の法改正でそういった判断がなくなったんですよとはいいながらですね、それは各自治体のところで決定し得るわけで、住みかえをしたからといって、その方が住宅困窮者かという、もうすでに町営住宅から町営住宅に移っているわけですから。そうすると、その人はもう住宅困窮者やなくて、ここに入りたいですよといったところで、それをいわゆる公募が原則ですよ、住宅困窮者については、その中で多数の場合は抽選しますよ。という形にならざるを得ないと思うし、同時にその中で明らかに入居できない方、例えば病的な方もおらっしゃるでしょうし、そういった社会生活にそぐわない方、そんなのはもう入居させなくてもいいですよという格好の分は書いてあるんですよ。ですから、例えばもうこれは社会生活ができる方じゃないよという方についてはですね、何ぼそこに住んでいてそこにおろうとですね、入居させる必要がない。まあんな点を含めて、今後の、これがやっぱり一つの活力がある地域づくりという格好で、大事な要件ですから、もう少し時間をかけて次のところで話をさせていただきます。

次に第三点目に移らせていただきます。

芦屋町における農業、漁業、商業の振興等が町の雇用増大など活性化を進める上で原動力と考えるが、今後の方向性についてどのようにお考えでしょうか、ということで、（１）農業・漁業・商業者数の取引高の現状と後継者育成に向けた事業についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まず、農業についてでございます。農業については、５年ごとに実施される農林業センサスの数値をもとに答弁させていただきます。直近では平成２７年度に６４戸、平成２２年度は７６戸となっており、取引高については農林業センサスでは把握できておりません。また、後継者育成については、国の制度である青年就農給付金というものがございます。これは、就農時、農業を始める年齢が４５歳未満で経営が不安定な就農直後の５年間の所得を確保する目的とした制度でございます。年間最大１５０万円で５年間の給付がございまして、現在、芦屋町でも１名の方がこの給付金を受給されております。

次に、漁業について答弁いたします。数値については、漁協から報告された数値でございます。芦屋支所の平成２８年１月１日現在の正規組合員２６名、準組合員数が９名、計３５名で平成２７年１月１日も同数でございます。次に、柏原支所の平成２８年１月１日現在の正規組合員数は２１名、準組合員数は１５名、合計３６名、２７年１月１日現在は、正規組合員数が２２名、準組合員数が１４名、合計３６名、合計の数は変わっておりません。それぞれの売上実績でございますけども、芦屋支所の平成２７年度は１億７５０万円、平成２６年度は９，７７０万円、柏原支所の平成２７年度は７，６８０万円、平成２６年度は７，３２０万円となっております。

漁業者の後継者育成については、国が実施する新規漁業就業者総合支援事業がございます。その内容は、希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるように、就業準備時の資金の給付、それと漁業現場での研修や技術習得等の支援がございます。また、現在、芦屋町で取り組んでおりますサワラのブランド化を図ることで、サワラの消費拡大や魚価の安定が漁業所得の向上に期待でき、漁業者の雇用の安定にも寄与すると考えております。

商業者につきましては、商業統計調査の結果から答弁いたします。平成26年度の調査では、事業所数92、従業員数491名、年間商品販売額59億6,700万円、その以前の平成24年の調査では、事業所数110事業所、従業員数520名、年間商品販売額65億4,100万円となっております。

商業者の後継者育成と申しますか、既存商業者に対して町では、空き店舗活用事業補助金、それと創業等促進支援事業補助金、それと制度融資やプレミアム商品券の発行支援等を実施しております。また、国においても、販路の拡大等に取り組む費用の3分の2を補助する小規模事業者持続化補助金制度等があり、商工会においても各種相談に応じて、商業者の支援等に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今、数字で聞きましたところですね、やはり一つの漁業、農業ともに落ちているといった内容でございます。これがですね、実はことしの2月に行政視察に石垣島というところで、行ったときに、人、農地を結ぶ部分でですね、やはりうちのところは農地足りませんよと。その主な内容はですね、一つの6次産業という言い方をされていたんですが、いわゆる、もう販売するものを見つけて、そしてどんどんつくっていただく。それが全部収入になってくる。だから農地はもういくらあってもいいですよと。私はもう受け持ちますよと言って、農地が足りないくらいの活性化を見せているわけでございます。

同様に、そんなところの部分がやっぱり元気になってくれば、なるほどですね、今度は人を雇ってでもやってくるわけですし、雇用拡大等もですね、なってまいりますので、先ほどサワラのブランド化といったところを膨らまして、そしてその辺で、よりそれに従事している皆さんが暮らしていけるような態勢、それをつくっていくことがより活性化するもとなかというふうに思っております。これが一つの糸口でございますので、ぜひ成功させて、それから広げていくということも必要でしょうし、あわせて漁業の場合につきましてはですね、やはり、なかなか今、地球規模で環境が変わっております。ですから、やはり、育てる漁業というところも含めて取り組ん

でいただき、あわせて後継者育成もやっていただければと思います。

次に、自治区加入促進のための今後の方向性についてお尋ねいたします。

1として、よその町では、ごみ処理や広報配付など自治区で行っているところが多ございます。また、前の一般質問から加入促進に向けた内容をですね、お尋ねし、そしてそれに対して、今後どのように進めていくのかというところがなかなか見えてこない。逆に自治区そのものに加入している方がまだ、頑張っている割に減っている状況であります。これは松岡議員もきょう朝の質問でおっしゃった内容でございます。つきましてはですね、これもどうもですね、情報化と含めまして、最初にそのできないといった意識のところ、それ、一番楽なものですからね、そう答えてあるのかもわかりませんが。現実そのところですね、何とか加入していただき、協働型社会をつくっていかうとしたときに、これもまた大変に重要な内容でございます。検討した内容があれば、その内容についてお答えしていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

自治区の加入促進というところで、現在、芦屋町では転入・転居者に対して、自治区加入の促進のチラシを配付したり、例年、転入者の多い3月下旬から4月上旬にかけては、役場内に特設ブースを設けて、転入者に対して自治区加入を促進する活動及び祭りあしや等での自治区加入促進特設ブースを設置して、住民の方に自治区の加入の呼びかけを行っております。また、全職員で取り組んでおります自治区担当職員制度のステップ2においても、自治区活動の実態と課題を理解し、自治区それぞれの将来的な地域のあり方を検討するために、自治区の方と職員と一緒に課題を拾い上げ、その解決方法について協議検討しております。ちょっと時間がかかりすぎるんじゃないかと松岡議員の御意見もございましたけれども、そういった取り組みの中で、最終的には自治区ごとの地域のあり方を見据えた計画を策定して、それを実践することで、それぞれの区の課題が解決するようになるのではないかとこのように考えております。

現在、このステップ2に8自治区で取り組んでおりますけれども、区の加入率や後継者不足を課題としている区ももちろんございますので、これらの課題の解決策と一緒に協議検討すること、支援になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

芦屋町の場合ではですね、自治区加入率がかなり低うございます。それを高めていくその手段

の中にはですね、どうしても、例えばごみの問題とか、それが直接に当の生活、暮らしにかかわるものですから、デメリットという格好になってまいります。そういったところの分も含めてですね、じゃあ芦屋町としてそれをどのような方向性を持っていこうかというところは、真剣にどのようにしたら自治区加入に加入していただけるのかといった方向性を持ってですね、今後進めたいと思います。この点についてはもう足早に行きましたけども、今回ちょっとテーマをいろいろ挙げた関係上、駆け足の中で終わらせていただきますが、次回のところでまたお尋ねしていきたいと思います。

以上を持ちまして一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

5日の月曜日も一般質問を行いますので、よろしくお願いします。お疲れさまでした。

午後4時33分散会
